

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」
公募要領

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、農林水産省が定める「農林水産研究基本計画」に則しつつ、民間企業、大学、国立研究開発法人、都道府県の試験場、地方独立行政法人等による生物系特定産業技術に関する研究開発を支援しています。

生研支援センターでは、平成28年度補正予算で措置された「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」を国から交付された運営費交付金により実施することを予定しており、本事業で実証研究の実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。

本事業への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

1 事業概要

平成27年10月にTPP交渉が大筋合意したことに伴い、新たな国際環境の下で、我が国農林水産業・食品産業が持続的に維持・発展するためには、農林水産業の現場で求められている農林水産物・食品の輸出や外国産との差別化、現場の更なる生産性の向上等を可能にし、農林漁業経営体の所得を向上させる技術を生み出し、確実に農林水産業等の現場に実装することで、農林漁業経営体の技術力を向上させることが重要です。

このため、国が定めた技術戦略に即した開発目標に向かって、研究勢力を結集し、農林漁業経営体の参画の下、現場での技術実証を踏まえた技術開発を実施し、速やかな社会実装を目指す実証研究について、公募を通じて委託します。

2 公募対象

生産性向上や差別化、輸出など、国が定めた技術戦略に沿って、企業、大学、研究機関、農林漁業経営体等が総力を結集して実証研究を行うものであり、「地域の競争力強化の方針（地域戦略）」と「地域戦略の実現に必要な技術体系の開発計画（研究計画）」を一体的に策定した「地域戦略・研究計画」（以下「提案書」という。）の公募を行います。

※ 同一の地域戦略で複数の研究計画を応募するなど、一体的に策定したとみなされないものは認められません。

加えて、農林水産業の現場ニーズに沿った実証研究とするため、また、農林漁業経営体の技術力を強化するため、研究の目標を明確にするとともに、農林漁業経営体の参画を得た上で、農林水産業の現場（例えば、生産に関する技術開発を行う場合は、農林漁業経営体等の経営の中、加工・流通に関する技術開発を行う場合は実際の加工・流通の現場）で実証研究を行うこととします。

実証研究の実施場所（研究・実証地区）については、基本的には参画する農林漁業者のほ場等で実施していただくこととなりますが、確立する技術体系が地域戦略の対象地域に速やかに普及できるよう、適切に設定してください。

なお、実施に当たっては、別紙3に従っていただきます。

3 応募要件等

(1) 応募要件

応募に当たっては、次の要件を満たす必要があります。

- ① 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく攻めの農林水産業への転換に必要な実証研究であること。
- ② 別紙1において提示されている技術課題の実証研究であること（提示されていない技術課題に係る研究項目については、研究計画の一部として提案された場合でも委託研究の対象とはなりません。また、課題ごとの留意事項を遵守してください。ただし、3（6）の地域戦略プロジェクトの採択課題からの発展的応募の場合は、主要な研究項目が別紙1に該当していれば、地域戦略プロジェクトの研究計画において実施する予定とされていた研究項目については、必ずしも全てが別紙1に該当していなくても経営体強化プロジェクトの委託研究の対象とします。）。
- ③ 研究機関、地方公共団体、農林漁業経営体、民間企業等により研究グループを構成すること。
- ④ 研究グループには、農林漁業経営体（別紙2で定める者）が必ず参画すること（(2)の1)の②の研究コンソーシアムの構成員となる必要があります。協力機関としての農林漁業経営体の参画だけでは認められません。）。

※ 参画する農林漁業経営体については、別紙6の提案書様式 様式1-3【研究グループの構成】の「研究計画の実施体制図（研究グループの関係図）」において、名称の後に「(農)」もしくは「(林)」もしくは「(漁)」と記載していただき、様式2-1【研

【研究計画の内容】の2.(2)「農林漁業経営体の概要」の欄に、農林漁業経営体であることが確認できるように概要を記載してください。

記載がない場合や農林漁業経営体であることが確認できない場合は、不採択になる可能性があります。

また、参画している農林漁業経営体に開発目標の妥当性等の観点から提案書を確認していただき、同意を得てください。

- ⑤ 研究グループには、原則として、地方公共団体（行政又は普及組織のいずれか、もしくは両方）が参画（協力機関としての参画を含む。）すること。

ただし、農林漁業者団体等を単位とする地域戦略を策定する場合であって、当該農林漁業者団体等が技術体系の普及に取り組む場合は、地方公共団体の代わりに農林漁業者団体等の参画（協力機関としての参画を含む。）で可とします。

- ⑥ 社会実装を図る技術の内容（機械・プログラムの開発等）に応じて、研究グループには、原則として、市販化を担当する民間企業が参画（協力機関としての参画を含む。）すること。

- ⑦ 研究期間終了後、実証研究によって確立された新たな技術体系の効果の検証や改良、システムのメンテナンスや基本データの更新等をどのように行うのかなど、研究期間終了後においても研究成果の活用が十分になされるような継続的な研究実施体制を整備すること。

- ⑧ 「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」、「農林水産業の革新的技術緊急展開事業」、「平成26年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）」、「革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）」等、実証研究・実証事業等（他省庁の事業等を含む。）で実施した実証研究等の成果を活用して応募する場合にあっては、当該事業で実施した実証研究等の研究内容、研究成果に係る評価・分析及び本事業で新たにに取り組む意義・必要性を整理すること。

(2) 資格要件等

1) 研究グループの要件

委託事業は直接採択方式であり、実証研究の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、研究グループが実証研究を受託しようとする場合には、次の要件を満たすとともに、研究グループに参画する研究機関等それぞれ

の分担関係を明確にした上で、応募は研究代表機関（以下「代表機関」という。）から行っていただく必要があります。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画する全ての研究機関等が同意していること。
- ② 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、研究グループとして、次のいずれかの方式により研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設立することが確実であること。
 - ・ 実施予定の試験研究計画に関する規約を策定すること（規約方式）
 - ・ 研究グループ参加機関が相互に実施予定の試験研究計画に関する協定書を交わすこと（協定書方式）
 - ・ 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関の変更等重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

2) 代表機関の資格要件

代表機関は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等（※）であること。

※ 法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

ア 研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること。

イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

- ② 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。

提案書提出時に競争参加資格のない者は、委託契約（平成29年2月を予定）までに競争参加資格を取得してください。資格の取得には時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。また、資格が取得できなかった場合は、採択を取り消します。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。

詳しくは、以下を御覧ください。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/h28-yukoshikaku.html>)

代表機関が、平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者

であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>)

- ③ 委託契約の締結に当たって、生研支援センターから提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。
- ⑤ 応募者が受託しようとする実証研究等について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

(3) 「研究ネットワーク」との連携

より効果的・効率的な技術開発を推進するため、農林水産技術会議事務局では、「研究ネットワーク形成事業」等により、作目や分野ごとの研究ネットワークの形成を推進しています。本事業で採択候補となった提案の研究グループ構成員については、該当する研究ネットワークへ参加いただくことが採択の条件となる場合があります。また、研究ネットワークから提案され採択されたものは、研究の進捗状況の共有及び研究ネットワークにおけるノウハウの蓄積のため、年に1～数回程度の検討会を実施していただきます（当該検討会の開催に要する経費相当として、委託額に一定額を加算します。）ので、あらかじめ御承知おきください。

「研究ネットワーク形成事業」で採択されているかどうかにかかわらず、研究ネットワークを形成し、その研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが応募する場合は、当該研究ネットワークについて、様式に必要な事項を記入してください。当プロジェクトに採択された場合は、記載いただいた研究ネットワークの内容（研究ネットワーク名、対象テーマ、構成員等）について公表させていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案については、審査において研究ネットワークの内容（ネットワークの大きさ・活動内容等）に応じて優先（審査において加点）します。

○ 「革新的技術開発・緊急展開事業」全国説明会資料の資料4を参照

<http://www.s.affrc.go.jp/kakushin/H28kakushin.htm>

(4) 研究グループ間の連携

効果的・効率的な技術開発を推進するため、関連の強い複数の研究グループが共同して技術開発を進めることが適当と認められる場合には、当該複数の研究グループの連携や統合を採択の条件とさせていただく場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

(5) 「「知」の集積と活用」の場 産学官連携協議会」との連携

農林水産・食品分野と異分野の新たな連携により、我が国農林水産・食品産業のオープンイノベーションを推進するため、農林水産技術会議事務局では、新たな産学連携研究を促進する仕組み（「知」の集積と活用」の場）づくりを進め、平成28年4月に「「知」の集積と活用」の場 産学官連携協議会」（以下「産学官連携協議会」という。）を立ち上げています。本事業の実施に当たっては、この産学官連携協議会と連携しつつ、農林水産・食品産業の成長産業化のため、商品化・事業化に繋がる研究開発を進めていくことが重要と考えています。

農林水産技術会議事務局では、産学官連携協議会の下、研究領域ごとに研究開発プラットフォームの形成を推進しています。本事業で採択された提案で研究領域に合致するものについては、該当する研究開発プラットフォームへ積極的に参加いただき、研究代表者と研究開発プラットフォームのプロデューサー人材との意見交換等を通じてコンソーシアムの更なる研究開発の加速化を図っていただくことについて御協力をお願いすることとしていますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、「知」の集積と活用」の場産学官連携協議会（以下「協議会」という。）への届出が公募開始（平成28年11月21日）までに受理された研究開発プラットフォームに所属する研究コンソーシアムからの提案であって、提案内容が当該研究開発プラットフォームの目的と合致しており、当該研究開発プラットフォームのプロデューサーが協議会と連携して研究開発を行うことに同意している場合には、審査において優先（審査において加点）します。

ただし、(3) 研究ネットワークとの連携において、研究ネットワークからの応募として加点された提案については、研究開発プラットフォームからの応募としての加点はいたしません。

○ 「知」の集積と活用」の場産学官連携協議会の会員募集等について

<https://www.knowledge.maff.go.jp/>

(6) 地域戦略プロジェクトの採択課題からの発展的応募

革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）第1回公募実証研究型において採択された試験研究（以下「地域プロ採択課題」という。）については、地域戦略に沿い農林漁業経営体も参画した実証研究としての知見を有すると考えられます。このため、地域プロ採択課題の研究目標及び内容について、研究項目を追加（ただし、別紙1に記載されている技術課題に限る。）するなど内容を発展させた上で、本プロジェクトの要件を満たして、地域戦略プロジェクトの当該研究グループ参画機関を母体とした研究グループから提案されたものについては、審査において優先（審査において加点）します。

ただし、地域戦略プロジェクトの単年度評価において、進捗が十分でないとして評価された提案については採択の対象としません。また、地域プロ採択課題を発展させた提案を採択する場合には、地域戦略プロジェクトの平成28年度評価も参考にして研究費を配分いたします。

(7) AI・IoT・ロボット技術・ICT等の活用

AI・IoT・ロボット技術・ICT等に関する提案を行う場合は、平成28年1月29日に開催された第4回「スマート農業の実現に向けた研究会」において取りまとめられた「ロボット技術・ICTの今後重点的に取り組む課題について（案）」及び平成28年11月9日に開催された第5回「スマート農業の実現に向けた研究会」において取りまとめられた「人工知能やIoTによるスマート農業の加速化（案）について」を参考にしてください。

また、内閣官房情報通信技術総合戦略室では、関係府省と連携して、農業情報化に関する個別ガイドライン及び農業ITサービス標準利用規約ガイドを策定・公表しておりますので御活用ください。

- ロボット技術・ICTの今後重点的に取り組む課題について（案）

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_smart_nougyo/pdf/02_kadai.pdf

- AIやIoTによるスマート農業の加速化(案)について

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_smart_nougyo/attach/pdf/kenkyu_kai05-6.pdf

- 農業ITシステムで用いる農作業の名称に関する個別ガイドライン(本格運用版)

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/nousagyau_guideline.pdf

- 農業ITシステムで用いる環境情報のデータ項目に関する個別ガイドライン(本格運用版)

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/kankyou-jouhou_guideline.pdf

- 農業 I Tシステムで用いる農作物の名称に関する個別ガイドライン(試行版)

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/nousakumotsu_guideline.pdf

- 農業情報のデータ交換のインタフェースに関する個別ガイドライン(試行版)

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/interface_guideline.pdf

- 農業 I Tサービス標準利用規約ガイド

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/ITservice_guide.pdf

(8) 農林水産物・食品の輸出力強化

農林水産物・食品の輸出に関する提案を行う場合は、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」(平成25年8月29日)及び「農林水産物・食品の輸出に係る物流検討会のまとめ」(平成26年3月19日)及び「農林水産物の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日)に沿ったものとなるよう配慮してください。

- 農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

http://www.maff.go.jp/e/export/kikaku/kunibetsu_hinmokubetsu_senryaku.html

- 農林水産物・食品の輸出に係る物流検討会のまとめ

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/butsuryu.html>

- 農林水産物の輸出力強化戦略

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yushutsuryoku.html>

(9) 農業研究者リストへの登録

技術的問題の解決に向けて最新の技術や研究成果を活用したいという農業生産現場からの要望に応えるため、農林水産技術会議事務局では、大学・公設試験研究機関・国立研究開発法人の農業研究者の情報(研究機関名、氏名、研究対象の作物・畜種、連絡先、研究成果に関するインターネット掲載情報等)を整理したリストをまとめ、平成28年8月からホームページに掲載しています。(URL: <http://www.s.affrc.go.jp/mieruka/index.htm>)

経営体の所得を向上させる技術を生み出し、確実に農林水産物等の現場に実装するという本プロジェクトの趣旨に鑑み、本プロジェクトへ応募される研究グループ参画者のうち大学・公設試験研究機関・国立研究開発法人の農業研究者の方は、上記URLのページから当該リストに積極的に御

登録ください。

本プロジェクトに採択された場合は、研究グループ参画者のうち大学・都道府県・国の農業研究者の方に上記リストに必ず御登録いただくこととしておりますので、あらかじめ御承知おきください。

4 公募から委託契約までの流れ（予定）

平成28年11月21日（月）	公募要領の公表・公募開始
11月29日（火）～	公募説明会（全国4会場）
1月10日（火）12時	公募受付締切
1月中旬	書類審査
2月上旬	面接審査
2月中旬	委託予定先の決定
2月下旬	地域戦略・試験研究計画書及び コンソーシアム設立規約の提出、 契約締結の可否の審査
2月下旬以降	委託契約の締結

（注）スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。生研支援センターのウェブサイトですぐお知らせいたします。

5 応募手続について

（1）応募方法

応募に当たっては、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。<http://www.e-rad.go.jp/>（別紙5参照））を使用してください。代表機関の研究代表者が研究グループの研究内容をとりまとめ、応募してください。

e-Rad を利用するためには、研究機関及び研究者情報の登録が必要となります。登録手続には日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続をしてください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません（詳しくは、e-Rad 担当窓口にお尋ねください）。

応募の際には、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報（注）の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研支援センターに提出されませんので御注意ください。その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続については、e-Rad のポータルサイトを参照してください。

(注) 応募情報

e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報、研究組織情報、採択状況、生研支援センターが定めた応募様式に必要な事項を記載した「応募内容ファイル」に含まれる内容等を総称して「応募情報」といいます。また、「応募情報」をPDFファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

(2) 応募受付期間

本事業への応募期間は、平成28年11月21日（月）～平成29年1月10日（火）12：00までとします。システムの利用可能時間帯は、平日、休日ともに0：00～24：00です。

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合は、システムの運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

(3) 応募書類

提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙6の（提案書様式（記載例含む））に御記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。

(4) 応募に当たっての注意事項

- ① 本事業の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。
- ② e-Rad を使用しない方法（郵便、ファクシミリ、電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ③ 応募受付期間終了後の応募情報ファイルの修正には応じられません。
- ④ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑤ 次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
 - ア 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
 - イ 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに修正できない場合
 - ウ 提案書に虚偽が認められた場合

6 説明会の開催

当該公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。出席を御希望の方は、各会場の期限までに、生研支援センターに、

別紙8の参加申込書に御記入の上、電子メールまたはFAXにてお申し込みください（会場の都合により、1機関当たりの参加者数を制限させていただく場合があります。）。

(1) 東京会場説明会

- ・日 時：平成28年11月29日（火）13：30～16：00
- ・場 所：AP東京八重洲通り 7階PQRルーム
- ・所在地：〒104-0031
東京都中央区京橋1丁目10番7号 KPP八重洲ビル
- ・申込締切：平成28年11月28日（月）12：00

(2) 札幌会場説明会

- ・日 時：平成28年11月30日（水）14：00～16：30
- ・場 所：札幌国際ビル 国際ホール
- ・所在地：〒060-0004
北海道札幌市中央区北4条西4丁目1番地
札幌国際ビル8階
- ・申込締切：平成28年11月29日（火）12：00

(3) 大阪会場説明会

- ・日 時：平成28年11月30日（水）13：30～16：00
- ・場 所：大阪合同庁舎第1号館第1別館 大会議室
- ・所在地：〒540-8795
大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号
大阪合同庁舎第1号館第1別館
- ・申込締切：平成28年11月29日（火）12：00

(4) 福岡会場説明会

- ・日 時：平成28年12月2日（金）14：00～16：30
- ・場 所：福岡県中小企業振興センター 大ホールA
- ・所在地：〒812-0046
福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15
福岡県中小企業振興センター
- ・申込締切：平成28年12月1日（木）12：00

各会場への参加申込方法

- ・E-mail：kakushin-web@ml.affrc.go.jp
- ・FAX：048-654-7129

7 委託予定先の決定

(1) 選定方法

委託予定先の選定については、外部専門家(大学、企業などの研究者等)、農林水産省等職員で組織する評議委員会において、(3)の審査基準に基づいて審査・選定を行った後、提案内容について、別途選定された農林漁業者等から意見を聴取し、採択候補となる提案を決定します。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、提案書の他に、別途追加資料等の提出等を求める場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また、提案のあった研究計画の利害関係者は、当該提案の審査から排除されることになっております。

評議委員会の委員の所属、氏名等は、委託先決定後、生研支援センターの本事業に関するウェブサイト

(<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/keiei/index.html>)で公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

採択は、(3)の審査基準に基づき採点を行い、研究分野のバランス等を考慮して、予算額の範囲で優良な研究計画を採択しますので、別紙1における1つの課題に対して複数の提案を採択する場合や、採択する提案の無い課題が生じる場合があります。

また、採択の条件として提案書の一部の内容とそれに係る参画機関の削除、修正や機器整備費、人件費等の減額を求める場合があります。

(2) 審査の手順

審査は、評議委員会による書類審査及び面接審査を行う予定です。

1) 書類審査

提案書をもとに評議委員が、(3)の審査基準に基づいた審査を行い、その結果に基づいて面接審査の対象とする提案書を選定します。

なお、書類審査は別紙4に掲げた研究分野(7分野)ごとに行います。

2) 面接審査

1)で選定された課題について、評議委員会が研究代表者等に対する面接審査を行い、採択候補となる提案書を選定します。

なお、面接審査は別紙4に掲げた研究分野(7分野)から5分野に統合して行います(5分野は、①水田作・畑作・地域作物、②園芸作物、③畜産、④林業及び⑤水産業となります。)

また、面接審査においては、研究グループに参画する農林漁業経営体及び地方公共団体の代表等の同席を求めることがありますので、御留意ください。

3) 採択決定

生研支援センターにおいて、2) の採択候補提案書について重複応募等をチェックした上で、最終的な委託予定先を決定します。

(3) 審査基準

1) 評議委員会における書類審査及び面接審査の審査基準は以下のとおりです。

- ① 農林漁業経営体の所得向上等について、合理的な根拠の下、明確な数値目標が設定されているか。
- ② 研究開発された成果の普及体制、成果を普及する対象者及び地域、普及手法が十分なものとなっているか。
- ③ 新たな技術体系によって生産される農林水産物・食品の販路が確保されているなど、経営体強化に向けて実需者・消費者との連携が十分図られているか。
- ④ 提案内容が、経営体強化を実現する上で十分かつ適切な内容となっているか。
- ⑤ 提案内容の要素技術が、技術的に優れているか（既存事業での実績がある場合にはそれらとの整理・仕分けが行われているかも含む）。
- ⑥ 研究期間終了時まで提案内容の実現可能性があるか。研究期間終了後においても、研究成果の検証や改良を行うなどの継続的な研究を行える体制を有するか。
- ⑦ 研究開発された成果の普及の可能性はどの程度あるか（導入のし易さ、幅広い地域への波及可能性など）。
- ⑧ 研究計画の実現にとって真に必要な人件費や試験研究費の計上となっているか。
- ⑨ 加点要素については、以下について研究計画上適切な内容となっているか。
 - ア 「研究ネットワーク」から立ち上げられた研究コンソーシアムが「研究ネットワーク」の中核となる拠点機関の了解を得て応募した実証研究か。
 - イ 「知」の集積と活用場 研究開発プラットフォームに所属する研究コンソーシアムからの提案であって、提案内容が当該研究開発

プラットフォームの目的と合致しており、当該研究開発プラットフォームのプロデューサーが協議会と連携して研究開発を行うことに同意している実証研究か。

ウ 地域プロ採択課題の「研究目標」及び「研究内容」について、研究項目を追加するなど内容を発展させた上で、本プロジェクトの要件を満たして提案された実証研究か。

- 2) 評議委員会による審査・選定の後、農林漁業の現場における技術課題を解決するために妥当な研究計画となっているか等について、農林漁業者等から意見を聴取します。

(4) 面接審査の日程

面接審査は、平成29年2月上旬頃から研究分野ごとに行う予定です。面接審査の対象となる応募者には、書類審査終了後に確定した日程を電子メールでお知らせしますが、書類審査の結果発表から面接審査の実施までの期間が短いので、御注意ください。

8 選定結果等の公表・通知

書類審査及び面接審査における選定結果については、e-Radによる提案時に付与される応募番号を生研支援センターのウェブサイト (<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/keiei/index.html>) に掲載することで速やかに公表する予定です。不採択となった提案書については、不採択理由等を後日お知らせします。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、委託予定先に採択された場合、速やかに地域戦略・試験研究計画書とコンソーシアム設立規約等、必要な書類を作成し、提出していただきます。提出していただいた資料を基に、契約締結の可否を決定します。

この他、必要に応じて、審査の過程で研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等を、採択に当たっての条件や研究実施に当たっての留意事項として付してお知らせします（審査の過程で機器整備に要する経費、人件費等を減額する場合があります。）。採択条件や留意事項については、試験研究計画書に反映して提出していただきます。これらの採択条件等が満たされないと判断した時には委託を行いません。

9 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

7（1）により選定された委託予定先の代表機関と生研支援センターが直接委託契約を締結します（詳しくは別紙7を御覧ください。）。

また、原則として各年度の委託金額については、試験研究計画に基づく研究成果の評価等の結果を踏まえ、予算の範囲内で年度毎に決定し契約しますが、基本的には平成28・29年度合計額よりも平成30年度が、平成30年度よりも平成31年度が小さくなるようにしてください。

なお、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託契約先である代表機関について、特段の事情の変化があり契約の締結が困難と判断される場合には、コンソーシアム構成員のいずれかを代表機関に変更する場合があります。

（2）翌年度の取扱い

平成30年度以降の試験研究計画は、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、平成30年度、平成31年度当初に改めて委託契約の締結を行うものとしします。ただし、評議委員会における試験研究計画に基づく研究成果の評価結果及び執行委員会における研究の進捗状況の点検により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、翌年度の委託経費の削減、参加研究機関の縮減、委託の打ち切り等を行います。

また、予算節減の観点から、評価結果に関わらず、平成30年度以降の研究費については、節約・合理化を求める場合があります。

なお、平成28年度末は、評議委員会による年度末評価は実施いたしません。

10 委託契約上支払対象となる経費

（1）委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

1) 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

① 人件費

本事業の試験研究計画に直接従事する研究代表者、研究員等の人件費。

なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

② 謝金

外部専門家等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金。

③ 旅費

国内外への出張や外部専門家等の招へいに係る経費。

※ 研究ネットワークから立ち上げられた研究コンソーシアムが研究を実施する場合は、研究ネットワーク構成員からの指導・助言や研究ネットワーク内の意見交換のための旅費を含む。

④ 試験研究費

・機械・備品費

本事業の試験研究計画で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、リース等で経費が抑えられる場合は、経済性の観点から可能な限りリース等で対応してください。

なお、機械・備品費は、原則として、平成30年3月末までに使用してください。

・消耗品費

本事業の試験研究計画で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品。

・印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。

・借料及び損料

物品等の借料及び損料。

・光熱水料

研究施設等の電気、ガス及び水道料。

・燃料費

研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。

・会議費

委員会やアウトリーチ活動等の開催に係る会場借料等。

※ 研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが研究を実施する場合は、研究ネットワーク構成員からの指導・助言や研究ネットワーク内の意見交換のための会議費を含む。

・賃金

本事業に従事する研究補助者等に係る賃金。

・雑役務費

物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。

⑤ その他必要に応じて計上可能な経費

外国人招へい旅費・滞在費、特許関連経費（※）等。

※ 本事業で得られた成果を権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費）。なお、登録、維持に係る費用は受託者負担となります。

2) 一般管理費

一般管理費は④の試験研究費の15%以内を原則としつつ、研究代表者の申請に応じ、最大30%までの一般管理費の加算を認めます（その分の直接経費が減額されます。）。ただし、加算された一般管理費の配分先は、研究者又は研究者が所属する研究室等とします。

3) 消費税等相当額

1) 及び2) の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。

※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※2）を人件費単価に乗じた額としてください。

※2 エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。応募書類に記載されたエフォートが著しく低いと判断された場合、面接審査の際にその理由を伺うことがあります。

※3 直接経費に計上できるものは、試験研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめ（研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが研究を実施する場合は、研究ネットワーク構成員からの指導・助言や研究ネットワーク内の意見交換を含む。）に直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、人件費及び賃金は本事業に直接従事した時間数等により算出されることとなりますので、委託事業に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託事業に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（本事業に係る勤務実態の管理）を行ってください。

さらに旅費については、出張内容と試験研究計画の関連を証明するた

め、出張伺いと出張報告書等を整備・保管してください。

- ※4 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等、管理部門の経費となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなどして合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分してください。

(2) 研究費の翌年度への繰越し

研究費の翌年度への繰越しは、認められません。

(3) 購入機器等の帰属及び管理

受託者（試験研究計画を実施するコンソーシアムを構成する全機関をいう。以下同じ。）が委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、委託試験研究の実施期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託試験研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託事業終了後の取扱いについては、別途、生研支援センターへの返還の可否をお知らせすることとしています。

また、「購入した機器類等の物品」については、本事業の購入機器である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明示してください。

委託契約に基づいて製作した試作品については、試作品本体や看板等への標示により、本事業によって製作した旨を明記してください。

1.1 研究開発の運営管理

生研支援センターは、研究代表者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

本事業の運営管理は、以下のとおり実施します。

- ① 生研支援センターは、事業全体の基本方針の決定、重要事項を審議するため運営管理委員会を設置します。運営管理委員会は、研究や行政の有識者で構成しています。また、本事業の円滑な運営を図り、運営に必要な事項を審議するため、PD（プログラム・ディレクター）を委員長、外部有識者、農林水産省農林水産技術会議事務局職員等を構成員とする執行委員会を設置します。
- ② 試験研究計画の進行管理については、農林水産分野及び関連分野の専門的知見等を有する、研究分野ごとに体系PO（プログラム・オフィサー

一)、試験研究計画ごとに専門P Oを配置して行います。研究代表者は、専門P Oと調整を図りながら、研究の進捗状況の整理、試験研究計画案の作成等を行っていただきます。

- ③ 受託者におかれては、研究実施中から、参画する地方公共団体や農林漁業経営体等の意見も踏まえ、必要に応じて試験研究計画の見直し等も含めた対応を行うなど、経営体強化の実現に向けた取組を行ってください。

1 2 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組指針)※に基づき、公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただくこととなっており、研究費の配分額等にかかわらず、積極的な対応をお願いします。(※については、内閣府ウェブサイトをご覧ください。)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

1 3 研究成果の取扱い

(1) 研究成果報告書等

研究代表者は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を取りまとめ、代表機関を通じて生研支援センターに提出するとともに、研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告していただきます。

また、研究代表者は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を、委託期間中、年度毎に生研支援センターが指示する時期までに代表機関を通じて提出していただきます。

(2) 研究成果の発表

- ① 受託者は、論文、パンフレット、メディア(新聞、テレビ等)において、本研究課題に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を研究成果発表事前通知書に記載し、代表機関を通じて生研支援センターに報告してください。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産権に注意(出願前に研究成果の内容を公表した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。)しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。

- ② 公表に当たっては、本研究課題に係る活動又は成果であることを明記してください。
- ③ 本事業終了後においても、研究成果を公表するときは、あらかじめ研究成果発表事前通知書を生研支援センターに提出してください。
- ④ 本事業の研究成果については、本事業終了後、生研支援センターが、研究成果発表会や冊子等により公表します。その際、研究機関等に協力を求めることがありますので御承知おきください。
- ⑤ 得られた成果について知的財産権を取得した場合又はそれを公表した場合は、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するように努めていただきます。

(3) 知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年2月農林水産技術会議決定)に基づくほか、研究の開始段階においては、コンソーシアム内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について、知的財産の基本的な取扱いに関する合意書(以下「知財合意書」という。)を作成の上、合意していただきます。その際、コンソーシアム内から得られた知的財産は、コンソーシアムの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。また、研究期間中においては、知財合意書に基づき、研究の進行管理のために設置する研究推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化の決定や実施許諾に関する調整等の知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

また、知財合意書及び権利化等方針の作成においては、研究成果の海外流出を防止する観点から適切に対応してください。

(4) 研究成果に係る知的財産権の取扱い

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第19条)等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約すること(確認書の提出)を条件に、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。ただし、生研支援センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研支援センターに許諾していただきます。

※ 知的財産権とは、特許権、特許権を受ける権利、実用新案権、実用新

案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、外国におけるこれらの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利をいいます。

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に生研支援センターに報告すること。また、特許権等の出願等や登録等を行った場合には、定められた期間内に生研支援センターへ報告すること。
- ② 主務大臣（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第22条第1項に規定する主務大臣をいう。）の要請に応じて、生研支援センターが公共の利益のために当該知的財産権を特に必要とする場合は、無償で実施許諾又は利用する権利を生研支援センター又は生研支援センターが指定する者に許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合は、生研支援センターの要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転、独占的通常実施権の許諾又は専用実施権の設定を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ生研支援センターの承認を受けること。
- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ生研支援センターの承認を得ること。
- ⑥ 当該知的財産権を放棄又は出願等を行っている知的財産権を取り下げようとする場合は、事前に生研支援センターへ報告すること。

なお、必要に応じて、コンソーシアム構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。詳細については、生研支援センターにお問い合わせください。

(5) 知的財産権以外の研究成果の取扱い

受託者においては、知的財産権以外のものを含む全ての研究成果について、(1)にある研究成果報告書により、生研支援センターに報告していただきます。

受託者は知的財産権以外の研究成果について、当該報告書をもって、当該報告書の範囲内において保持・活用することが可能となります。

(6) 研究成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

- ① 研究1年目に研究成果の知的財産としての取扱い方針について、コンソーシアム内で議論していただき、その結果について報告していただきます。

また、受託者は、研究の進行管理のために受託者が開催する研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

- ② 研究成果については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を生研支援センターから働きかける場合があります。
- ③ 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとなります。

(<http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2014/pdf/life-sci.pdf>)

- ④ 受託者である法人と、その従業員の間の知的財産権の帰属については、受託者内部の話ではありますが、受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、委託研究における知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備してください。

(7) 研究成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（コンソーシアム構成員以外の者）に提供する場合は、事前に生研支援センターと協議する必要があります。

(8) 参画する農林漁業経営体に関する情報の取扱い

本研究開発の研究成果等の公表等に当たり、経営体の経営に関するデータを取扱う必要がありますので、事前にコンソーシアム構成員間でその取扱いについて取決めを行っていただく必要があります。

1.4 試験研究計画の評価等

(1) 試験研究計画の評価

生研支援センターは、「基礎的委託研究事業実施規程」（平成15年10月1日付け15規程第73号）及び「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）委託事業評価実施要領（後日策定）」に基づき、評議委員会において、試験研究計画の評価を実施します。

また、評議委員会による評価のほか、執行委員会においても研究の進捗状況の点検を実施します。評価結果は、試験研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

研究代表者は、試験研究計画の評価に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。

(2) 研究終了後のフォローアップ調査

研究成果の普及・実用化の状況等を把握するため、原則として、研究終了から原則として2年、5年を経過した時に、フォローアップ調査を実施します。ただし、2年経過時の調査で普及・実用化の状況が十分でない場合には、3年経過時等追加の調査を実施する場合があります。受託者には、フォローアップ調査に必要な資料の作成等が必要となりますので御承知おきください。

なお、調査結果は原則として公表いたしますので、あらかじめ御承知おきください。

1.5 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複（※1）及び過度の集中（※2）の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2011/pdf/sisin_etc-05.pdf

に基づき、競争的資金に限らず本事業資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

(1) 応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の状況（制度名、試験研究計画名、実施期間、研究予算額及びエフォート（研究専従率））を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、採択の取消し又は委託契約の解除、委託経費の返

還等の処分を行うことがあります。

(2) 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の試験研究計画（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の試験研究計画について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の試験研究計画について、重ねて応募があった場合
- ・複数の試験研究計画の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者又はコンソーシアム（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該試験研究計画に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

1.6 研究費の不正使用防止のための対応

(1) 不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁

長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。※)を策定しました。
(※管理監査ガイドラインについては、
<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm> を御覧ください。)

本事業で実施する研究活動には、管理・監査ガイドラインが適用されますので、各研究機関等においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な執行・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

また、採択から委託研究契約までの間に「研究倫理に関する誓約書」を提出いただく等、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ、実地調査を行う場合があります。

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び農林水産省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用（故意もしくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者
 - ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間
 - イ ア以外による場合
 - a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間
 - b a及びc以外の場合：2～4年間
 - c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間
- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託経費の全部又は一部の返還措置が取られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応しますので下記を御覧ください。

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>

1.7 虚偽の申請に対する対応

事業にかかる申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、試験研究計画に関する委託契約を取り消し、委託経費の一括返済、損害賠償等を委託先に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者等については、上記1.6(2)の不正使用等を行った場合と同様の措置を取ります。

1.8 研究活動の不正行為防止のための対応

(1) 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究の不正行為に関し「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。※）及び「農林

水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」(平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※)を策定しています。本事業で実施する研究活動には、これらの通知が適用されます。各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出する必要があります(研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません。)。また、研究活動の特定不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。(※)不正行為ガイドライン及び規程については、<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm> を御覧ください。

(2) 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- ② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事

業等においても申請が制限される場合があります。

1 9 指名停止を受けた場合の取扱い

公募期間中に談合等によって農林水産省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、公募期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

2 0 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択機関の選定以外の目的に使用しません。採択機関決定後は、採択機関に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm)

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の試験研究計画に関する情報（試験研究計画名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システムを經由して、内閣府の「政府研究開発データベース（注）」へ提供されます。

（注）政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

2 1 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：S B I R）

本事業は、「中小企業技術革新制度（S B I R）」の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、

その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます（それぞれの制度を利用する際には、別途審査等が必要になります。）。

- ① 日本政策金融公庫の低利貸付制度が利用できます。
※ 5年以内の貸付で担保・保証人がある場合。貸出条件等によって金利が変動します。
- ② 特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減（半額）されます。
- ③ 資本金3億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。
- ④ 国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるように努めています。
- ⑤ 「S B I R特設サイト」において研究開発成果などの事業PRができます。

これら中小企業技術革新制度（S B I R）についての説明等は、S B I R特設サイトを御覧ください。（<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>）

2.2 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知※）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

（※については、農林水産省のウェブサイト

（http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html）を御覧ください。）

2.3 法令・指針等に関する対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

（参考）安全保障貿易について

海外への技術漏洩への対処については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけではなく技術提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・

USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等)も規制対象となります。

詳細は、経済産業省安全保障貿易管理のウェブサイトをご覧ください。(http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html)

2.4 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研支援センターのウェブサイトにて公開する場合がありますので、御承知おきください。

記

○ 公募全般に関する問い合わせ

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）
新技術開発部革新技术創造課
担当者：菅谷、田部（たなべ）

住 所 〒331-8537

埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2

(http://www.naro.affrc.go.jp/brain/shien/index.html)

TEL : 048-669-9190

FAX : 048-666-9267

E-mail : keiei-kyouka-web@ml.affrc.go.jp

受付時間 : 10:00~12:00、13:00~17:00（土、日、祝日を除く。）

○ 公募要領の3の(3)～(9)について

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課

担当者：小川、江頭、山下、渡邊、金子

TEL : 03-3502-7437

E-mail : kakushin_keieitai@maff.go.jp

○ 契約事務について

生研支援センター新技術開発部研究管理課

担当者：山崎、西村

TEL：048-669-9195

FAX：048-666-9267

○ e-Rad について

e-Rad ヘルプデスク

TEL：0570-066-877

03-5625-3961（直通）

「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」ポータルサイトの「ヘルプデスクへのお問い合わせ」も御確認ください。

URL：<http://www.e-rad.go.jp/contact/index.html>

平成28年度補正予算
「経営体強化プロジェクト」において公募する
研究課題の内容と目標

平成28年11月

農林水産省

水田作

(1) 耐久性と汎用性が優れ機械コストが1/3以下になる機械の開発

① 具体的内容

耐久性の高い建設機械を改良し、実証試験を通じて、耕起・代かき・播種等の多様な用途に活用できる汎用性の高い機械を開発するとともに、これを用いた直播栽培等の生産技術の導入等により、従来に比べて機械コストを1/3以下に低減させる。

② 達成目標

平成31年度までに、建設機械を改良し、耐久性・汎用性とも優れた機械を開発するとともに、これを用いた直播栽培等の生産技術の導入に加え、農作業で利用しない時期に建設業等で利用することで、従来に比べて、機械コストを1/3以下に削減できることを実証する。

③ 平成28・29年度委託限度額

100百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発する機械の目標とする性能、導入・維持管理コスト及び経営体の収益向上効果を具体的に記載すること。
- ・機械の開発については、利用者の安全性を配慮した仕様とすること。

(2) 低コストで省力的な水管理を可能とする水田センサー等の開発

① 具体的内容

ICTを活用した省力的な水管理を、生産者が導入しやすい価格で実現するため、低コストな水田センサーと、それに連動した重力式の低圧パイプライン用の低コストな自動給水弁及び長距離無線技術を開発する。さらに汎用的なデジタル機器を活用した通信サービスを導入した実証試験を実施し、水管理に掛かる作業コストを削減できる技術を開発する。

② 達成目標

- i) 水田センサー

(1)

平成31年度までに、販売価格1万円程度の水田センサーを開発する。

ii) 自動給水弁

平成31年度までに、重力式の低圧パイプライン用の販売価格3～4万円程度の弁動作が単純な自動給水弁を開発する。

iii) 基地局

平成31年度までに、

- ① 通信コストをかけずに半径2km以上の範囲の無線通信を行える基地と、
- ② システムに容易にアクセスできるスマートフォン等のデバイス用アプリを開発する。

iv) 現地実証

平成31年度までに、i)、ii)及びiii)の技術を組み合わせることにより、慣行時に比べて水管理に掛かる作業コストを1/2程度削減できることを実証する。

③ 平成28・29年度委託限度額

100百万円

④ 留意事項

・個別項目

i) 水田センサーの技術開発

水田センサーは、乾電池作動、耐用年数3年以上とする。水温及び水位を計測の必須項目とし、水位の計測精度は1cm以下を目標とする。なお、通信は、iii)の基地局を利用して行うものとする。提案書では、地域戦略に基づいて想定される現実的な普及台数を提示するとともに、その台数を生産した場合の目標販売価格を記載すること。また、当初予定価格が目標価格と異なる場合は、その価格を記載すること。

ii) 自動給水弁の技術開発

自動給水弁は、i)の水田センサーと連動し、乾電池作動、耐用年数5年以上を目標とする。なお、通信は、iii)の基地局を利用して行うものとする。提案書では、目標販売価格をi)に準じて記載すること。

iii) 基地局の技術開発

基地局は、悪天候時においても基地局から半径2km以上の通信距離を有し、1局当たりのセンサーの接続可能なチャンネル数10,000以上を目標とする。提案書では、建物や地形など電波の通信障害への対処方法、並びに地域戦略上の想定される通信エリアで導入する基地局の性能を記載するこ

(2)

と。

iv) 実証試験

実証試験に関しては、水田センサー等の導入前後における水管理に掛かる作業を分析し、作業コストの削減効果を提示すること。また、土地改良区や水利組合等との連携を視野に入れるなど、地域に導入しやすい仕組みを提示すること。併せて、水田センサー及び自動給水弁に加え、基地局やアプリ等の設置・維持管理に掛かる経営体の負担コストを記載すること。

・共通項目

経営体の実用性を確保し、専門知識がなくても導入可能なシステムとすること。また事業実施期間中に、通信プロトコルや情報通信先のサーバーからのデータ送受信方式を開示するとともに、運用時において不具合が発生した場合の i)、ii) 及び iii) の対処法を明確にすること。当該技術の導入実証に当たっては、100筆以上のほ場を有し、水管理に多大なコストを要している経営体を対象とすること。

(3) 草刈り等の省力化のための低コストな雑草管理ロボットの開発

① 具体的内容

労働負担が大きい草刈り等の雑草管理作業から多くの生産者を解放するため、比較的低価格で導入しやすい雑草管理ロボットを開発する。近隣の作物への影響を避けるため、雑草管理には農薬、植調剤等を使用せず、草刈り等の物理的手法で行うものとする。さらに開発したロボットを用いた実証試験を多様な種類の雑草等が存在する条件下で実施し、通年で適切な雑草管理ができ、雑草管理に係る労働時間を削減できることを実証する。

② 達成目標

平成31年度までに導入時に農家の実質負担が50万円以下であり、草刈り等の物理的手法で雑草管理を行うことができるロボットを開発する。さらに生産現場において開発したロボットを用い、多様な雑草が生える条件下においても通年で適切な雑草管理ができ、慣行作業と比較して雑草管理に係る労働時間を5割以上削減できることを実証する。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発する機械の目標とする性能、想定する活用場所及び作業体系、導入・維持管理コスト、労働力削減効果を具体的に記載すること。
- ・機械の開発については、利用者の安全性を配慮した仕様とすること。

(4) リモートセンシングやほ場管理の最適化による大規模水田作経営体の収益向上技術の開発

ア) 衛星、ドローン等のリモートセンシングを活用した低コスト品質管理技術の確立

① 具体的内容

土地利用型作物における収益力向上のため、ブランド化戦略等のための高品質生産を支援する低コストな品質管理技術を開発する。衛星、ドローン等によるリモートセンシングを活用し、適切な施肥管理、収穫適期及びタンパク質含量予測による水稻、大豆等の品質管理を可能とする技術を確立する。さらに、実証試験により確立した技術による品質向上効果、収益向上効果を明らかとする。

② 達成目標

平成31年度までに、リモートセンシング技術を活用し、気象条件に関わらず、水稻、大豆等の追肥時期、追肥量、収穫適期及びタンパク質含有率等を予測できる技術を確立する。さらに、開発した技術の導入により、経営体又は産地の収益が5%以上向上することを実証する。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発する技術の目標とする予測精度、導入・維持管理コスト及び経営体または地域全体の収益向上効果を具体的に記載すること。
- ・機械の開発については、利用者の安全性を配慮した仕様とすること。

イ) 大規模水田作におけるタマネギ等の省力・多収化技術の開発

① 具体的内容

大規模水田作における収益力向上のため、排水管理を含むICTを駆使したほ場管理の最適化等により、タマネギ等高収益作物の省力・多収化を可能と

(4)

する技術を確立する。さらに実証試験により品質向上効果、収益向上効果を明らかとする。

② 達成目標

平成31年度までに、大規模水田作経営体を対象として、タマネギ等高収益作物の省力・多収化を可能とする技術を確立する。さらに、開発した技術の導入により、大規模水田作経営体の収益が3割以上向上することを実証する。

③ 平成28・29年度委託限度額

70百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発する技術による経営体の収益性向上効果と必要となる労働力等の条件を具体的に記載すること。
- ・成果を踏まえ、高収益作物の栽培管理マニュアルを作成すること。
- ・当該技術を導入実証する経営体は、地域戦略の対象とする地域の平均以上の経営耕地を有しており、常勤の雇用者を1名以上雇っているものとする。

畑作・地域作物

(1) 小麦なまぐさ黒穂病の効果的防除技術の開発

① 具体的内容

発生が増加傾向にある小麦なまぐさ黒穂病により廃耕が1千ヘクタール規模となっていることから、小麦生産を安定化させ畑輪作体系を維持するために、その被害拡大要因を明らかにするとともに、ほ場の衛生管理及び過熱水蒸気利用消毒装置を用いた種子消毒法等の防除技術を開発する。また、ほ場診断等により、本病の発生予察精度を向上させる技術を開発する。

② 達成目標

平成31年度までに、小麦なまぐさ黒穂病の被害拡大要因を明らかにするとともに、効果の高い防除技術を開発する。また、本病の発生予察精度向上技術を開発すること。

③ 平成28・29年度委託限度額

30百万円

④ 留意事項

・防除マニュアルを作成すること。

(2) 大幅な省力化を可能にする畑作・地域作物の管理・収穫作業の機械化

ア) 雑豆の収穫作業の機械化

① 具体的内容

雑豆の生産において、機械収穫適性が高い品種・系統を用いて、機械除草作業の精度を高めることで手取り除草作業を軽減するとともに、また、慣行の刈り取り、乾燥、脱穀と人力を要する作業や複数工程で行われる収穫作業を既存のコンバインを活用し一工程化する技術を開発する。

② 達成目標

平成31年度までに、慣行栽培と比較して労働コストを3割削減するほか、所得を1割以上増加させる雑豆の機械化収穫技術を開発する。

③ 平成28・29年度委託限度額
50百万円

④ 留意事項

- ・当該システムの導入により、余剰(又は不要)となった労働力を活用し、どのような取組(経営規模拡大、他品目との作業競合の回避、雇用費の削減)を行うことで、どの程度の収益及び所得の向上効果を得られるのか、地域戦略の対象地域の代表的な営農形態をとっている実際の経営体をモデルとして、根拠とともに提案書に明記すること。その際、機械・技術等の導入コストも加味した上で、収益及び所得の向上効果を積算すること。また、研究成果報告の際は、技術の導入により余剰(又は不要)となった労働力について、地域戦略の対象地域の営農形態を踏まえた活用方法及びそれにより得られる収益及び所得の向上効果、実証試験を通じて確認の上、取りまとめること。
- ・当該技術を導入実証する経営体は、地域戦略の対象とする地域の平均以上の経営耕地を有しており、常勤の雇用者を1名以上雇っているものとする
- ・機械の開発については、利用者の安全性を配慮した仕様とすること。

イ) ビレットプランターを活用したさとうきびの採苗・移植作業の機械化

① 具体的内容

さとうきび生産において、手作業による採苗・調整・移植作業は生産者にとって大きな負担となっており規模拡大の妨げとなっていることから、ビレットプランターを活用した機械化省力栽培体系を導入し、その所得向上効果を実証する。

② 達成目標

平成31年度までに、慣行栽培と比較して新植時の労働コストを4割削減するほか、所得を1割以上増加させるさとうきびの機械化省力体系を開発する。

③ 平成28・29年度委託限度額
30百万円

④ 留意事項

- ・当該システムの導入により、余剰(又は不要)となった労働力を活用し、どの

ような取組(経営規模拡大、他品目との作業競合の回避、雇用費の削減)を行うことで、どの程度の収益及び所得の向上効果を得られるのか、地域戦略の対象地域の代表的な営農形態をとっている実際の経営体をモデルとして、根拠とともに提案書に明記すること。その際、機械・技術等の導入コストも加味した上で、収益及び所得の向上効果を積算すること。また、研究成果報告の際は、技術の導入により余剰(又は不要)となった労働力について、地域戦略の対象地域の営農形態を踏まえた活用方法及びそれにより得られる収益及び所得の向上効果、実証試験を通じて確認の上、取りまとめること。

- ・当該技術を導入実証する経営体は、地域戦略の対象とする地域の平均以上の経営耕地を有しており、常勤の雇用者を1名以上雇っているものとする
- ・機械の開発については、利用者の安全性を配慮した仕様とすること。

ウ) こんにゃくの間管理・収穫作業の機械化

① 具体的内容

こんにゃく生産において、別々の工程で行われていた土寄せ、施肥、薬剤散布、被覆ムギ播種作業を一度に行うことができる同時複合作業機械の導入等や、いもの拾い上げなど重労働で雇用労賃の負担が大きい収穫作業の機械化により、人力作業を大幅に削減する機械化省力栽培体系を開発する。

② 達成目標

平成31年度までに、慣行栽培と比較して労働コストを2割以上削減するほか、所得を1割以上増加させるこんにゃくの機械化省力栽培体系を開発する。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・当該システムの導入により、余剰(又は不要)となった労働力を活用し、どのような取組(経営規模拡大、他品目との作業競合の回避、雇用費の削減)を行うことで、どの程度の収益及び所得の向上効果を得られるのか、地域戦略の対象地域の代表的な営農形態をとっている実際の経営体をモデルとして、根拠とともに提案書に明記すること。その際、機械・技術等の導入コストも加味した上で、収益及び所得の向上効果を積算すること。また、研究成果

報告の際は、技術の導入により余剰(又は不要)となった労働力について、地域戦略の対象地域の営農形態を踏まえた活用方法及びそれにより得られる収益及び所得の向上効果、実証試験を通じて確認の上、取りまとめること。

・機械の開発については、利用者の安全性を配慮した仕様とすること。

エ) 既存の機械を活用したごまの機械収穫・調整作業の機械化

① 具体的内容

ごま生産において、総労働時間の約半分を占める収穫・乾燥・調整作業は人力作業が多く労働負担が大きいことから、既存コンバイン等を活用した大幅な省力化を可能とする収穫・調整作業の機械化技術を開発する。

② 達成目標

平成31年度までに、慣行栽培と比較して労働コストを3割削減するほか、所得を1割以上増加させるごまの機械収穫・調整技術を開発する。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

・当該システムの導入により、余剰(又は不要)となった労働力を活用し、どのような取組(経営規模拡大、他品目との作業競合の回避、雇用費の削減)を行うことで、どの程度の収益及び所得の向上効果を得られるのか、地域戦略の対象地域の代表的な営農形態をとっている実際の経営体をモデルとして、根拠とともに提案書に明記すること。その際、機械・技術等の導入コストも加味した上で、収益及び所得の向上効果を積算すること。また、研究成果報告の際は、技術の導入により余剰(又は不要)となった労働力について、地域戦略の対象地域の営農形態を踏まえた活用方法及びそれにより得られる収益及び所得の向上効果、実証試験を通じて確認の上、取りまとめること。

・機械の開発については、利用者の安全性を配慮した仕様とすること。

(3) 高糖度の青果用かんしょを長期間にわたり出荷可能とする貯蔵技術の開発

① 具体的内容

青果用かんしょについては、出荷時期等によって糖度にばらつきが生じ品質が

不安定となっていることから、安定的に高い糖含量で出荷することによるかんしょの高付加価値化を図るため、出荷時の糖含量について、栽培条件や収穫直後の生産物の成分含量、貯蔵条件等による影響を明らかにすることにより、収穫後、早期に高糖度で出荷できる技術や長期間高糖度で出荷できる技術を開発する。

② 達成目標

平成31年度までに、出荷期間を通じて一定水準以上の品質に安定させる技術を開発する。さらに技術導入により、販売価格として2割以上の高付加価値化を図り、1割以上の所得向上効果を得られることを明らかにする。

③ 平成28・29年度委託限度額

30百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発する技術の対象となる経営体の条件及び収益の増加額などを明記すること。
- ・集荷・貯蔵・出荷マニュアルを作成すること。
- ・販売価格の向上効果は、価格が向上する根拠を明示すること。
- ・当該技術の導入実証は、地域戦略の対象とする地域のうちの一集落の全体としての実証結果を検証できるよう、当該集落の一定数以上の経営体において実施すること。

(4) ICTを活用した大規模畑作の省力化、高精度化による収益向上技術の開発

① 具体的内容

大規模畑輪作の競争力強化・収益性向上のため、省力化と高精度化が求められている。このため、てん菜については、直播栽培での多収化技術や省力的な移植機、効率的な収穫機など、省力・高能率生産技術を開発し、生産現場で実証する。ばれいしょについては、種いも規格歩留まりを向上させるICTを活用した異常株検知技術等を開発する。小麦については、リモートセンシングによるタンパク含量推定技術を活用した計画的収穫・ブレンドによる品質安定化技術を実証する。さらに、作業の高精度化については、可変施肥技術の精度向上による畑作物の増収と施肥コスト低減やICTを実装した大型トラクタの播種から収穫までの一貫利用の高度化等により、コスト削減技術を開発する。作業の効率化については、ロボットトラクタを畑作業全体に適用し、現地実装を図るとともに、大規模経営の効率化に向けた情報利用技術を開発する。

② 達成目標

平成31年度までに、てん菜の直播栽培で慣行栽培と比べて1割収量を向上させる省力・高能率生産技術、ばれいしょ種いもの規格歩留まりを1割向上させる生産技術、小麦のタンパク質含量を標準偏差1.0%の変動に抑える品質安定化技術、可変施肥技術の精度向上により1割増収、施肥コスト1割低減させる技術を開発する。また、ICTトラクタの汎用利用によるコスト低減効果を明らかにする。さらに、これらの技術を用いる大規模経営体の生産者が利用可能な経営効率化のための情報システムを開発する。これらの技術を取り入れることで、経営体の所得を1割増加させる体系を開発する。

③ 平成28・29年度委託限度額

100百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発する技術の対象となる経営体の条件及びコスト低減効果などを明記すること。
- ・当該技術を導入実証する経営体は、地域戦略の対象とする地域の平均以上の経営耕地を有しており、常勤の雇用者を1名以上雇っているものとする。
- ・機械の開発については、利用者の安全性を配慮した仕様とすること。

野菜

(1) 肥料・農薬コストの大幅な削減による低コスト生産技術の開発

ア) 収量の増加や肥料・農薬費を削減する新たな土壌診断技術の開発等

① 具体的内容

これまでの化学性・物理性の評価に加え、微生物等の生物性を的確に評価できる土壌分析・診断技術を開発・改良する。

実施にあたっては、全国の意欲のある農業者が開発技術を容易に利用できるよう、

- i 複数の技術を用いて栽培様式(慣行栽培、有機栽培、エコ農業等)、土壌等の条件に応じた土壌分析・診断を実施
- ii それぞれの土壌分析・診断に基づき、土壌の改善・改良に資する「処方箋」を作成し、農業者へ提示
- iii それぞれの処方箋に基づいた農産物の生産を行い、作物収量や品質、生産コスト等についての比較検証を実施することとする。

併せて、地域のバイオマス資源を活用した「地産土壌改良資材」の利用など、総合的な土壌改良技術体系の構築を図るものとする。

② 達成目標

先進的な土壌診断により、科学的根拠に基づく「持続可能性の高い土壌」を生み出す土づくりを実証し、作物の単位面積当たり収量を2割増加、又は、肥料・農薬コストの3割低減を図る。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・開発目標の設定にあたっては、新たな土壌分析、診断技術の導入コストを加味した上で、目標が達成できる計画を提案書に根拠とともに明記すること(技術の導入コストが、導入による収益増の効果を大きく下回ること。)
- ・実証に当たっては、土地利用型作物、畑作物、野菜、果樹等の複数品目で実施することも可能とする。
- ・上記①の取組について、客観的な検証が可能となるよう、研究・技術開発実施者とは別の者が評価を行う体制を整えるものとする。

- ・開発された技術を意欲のある全国の農業者が容易に利用できるよう、利用方法をマニュアル化するとともに、農業者へのサポートが必要な技術については、当該技術の移転先と移転方法を明確にし、農業者をサポートする方策を具体的に明らかにするものとする。

イ) 農業資材コスト低減のための代替技術を導入した栽培技術体系の開発

① 具体的内容

農業生産コストの抑制に向けて、農薬や化学肥料等、農業資材使用量の削減が求められている。そこで、太陽熱土壌消毒等を活用した代替技術の導入を進めるため、肥料効果を持つ資材の評価、さらに土壌消毒効果の評価等を組み合わせた栽培技術体系を開発する。

② 達成目標

養分供給量の向上により、単収・品質を維持しつつ、農薬及び化学肥料コストの2割削減を達成し、低コスト化を可能にする栽培技術を開発、実証する。また、この技術の導入による生産コスト削減効果を明らかにする。

③ 平成28・29年度委託限度額

30百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、想定される労働費を含めた生産コストの削減効果と収益向上効果を明示すること。

(2) 加工・業務用野菜の安定供給を可能にするICTを活用した生産予測・出荷調整システムの開発

① 具体的内容

業務・加工用野菜の安定供給を可能とするため、複数地域の農業法人等が生産予測を共有することで、計画出荷を可能とするための生産予測・出荷調整システムを開発する。当該システムは、ICTを活用したシステムとし、複数の農業法人等間での利用が可能なものとする。

② 達成目標

当該システムの導入により生産者の収益を1割以上向上させることを可能とする複数の農業法人等の作付・栽培計画、生産工程及び生産量の把握が可能なシ

システムを開発する。

- ③ 平成28・29年度委託限度額
50百万円

④ 留意事項

- ・対象品目を明確化するとともに、当該システムを導入した場合の収益性について明らかにすること。
- ・当該システムの開発にあたっては、研究開発期間終了後の市販化を円滑に進められるよう、民間企業が参画すること。
- ・当該技術を導入実証する経営体は、地域戦略の対象とする地域の平均以上の経営耕地を有しており、常勤の雇用者を1名以上雇っているものとする。

(3) パイプハウスに導入できる低コスト・省力化を実現する養液土耕・環境制御システムの開発

① 具体的内容

パイプハウスを利用した野菜生産の生産性を大幅に向上させるため、施肥や水管理にかかる労働時間の大幅な削減を可能とする養液土耕・環境制御システムの開発を推進する。

② 達成目標

施肥や水管理労働時間を削減することにより、施設栽培における全労働時間の2割以上を削減可能で、生産コストを1割以上下げられる養液土耕システム及び、遠隔操作が可能な環境制御システムを開発する。

- ③ 平成28・29年度委託限度額
50百万円

④ 留意事項

- ・当該システムの開発にあたっては、研究開発期間終了後の市販化を円滑に進められるよう、民間企業が参画すること。
- ・当該システムの導入により、余剰(又は不要)となった労働力を活用し、どのような取組(経営規模拡大、他品目との作業競合の回避、雇用費の削減)を行うことで、どの程度の収益及び所得の向上効果を得られるのか、地域戦略の対象地域の代表的な営農形態をとっている実際の経営体をモデルとして、根拠と

ともに提案書に明記すること。その際、機械・技術等の導入コストも加味した上で、収益及び所得の向上効果を積算すること。また、研究成果報告の際は、技術の導入により余剰(又は不要)となった労働力について、地域戦略の対象地域の営農形態を踏まえた活用方法及びそれにより得られる収益及び所得の向上効果、実証試験を通じて確認の上、取りまとめること。

(4) 収益力を向上させる施設栽培技術の開発

ア) 収益率を従来の2倍とする施設栽培技術の開発

① 具体的内容

施設園芸における収益性向上を図るため、暖房機、換気窓、かん水装置などをネットワーク化させ施設内環境(温度、湿度、CO₂濃度、補光等)を高度に制御する技術を核として、周年栽培技術や養液栽培における培養液管理技術等を組み合わせた、野菜の低コスト・高品質・安定生産技術を開発する。

② 達成目標

平成31年度末までに施設園芸における低コスト・高品質・安定生産技術を確立することで、従来の生産方式に比べ、収益率を2倍に向上させる。

また、環境制御システム導入コストについても従来のシステムと比べコストを半減程度の水準にする。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

イ) 新たな構造・工法等により導入コストを3割削減できる園芸ハウスの開発

① 具体的内容

施設栽培による高収益作物の導入を支援するため、新たな構造や工法により、耐候性を確保しつつ、設置コストを低減した園芸ハウスを開発する。併せて目標とする収量や品質確保に必要な諸条件を明らかにした上で、性能・機能を合理化した低コストな内部設備を開発する。これらの技術により、導入コスト低減を実現するための手引き書を作成する。

② 達成目標

平成31年度までに、トマトの場合に収量30トン/10a以上を実現でき、慣行技術と比べて導入コストを3割低減した園芸ハウス及び内部設備を開発する。

③ 平成28・29年度委託限度額
70百万円

④ 留意事項

- ・当該技術は、設置面積1ha以上の園芸ハウスに導入可能な技術とすること。
- ・関東地方の平野部の気象条件を想定した場合、ハウス本体と内部設備を合わせた10a当たりの目標の導入コストを2,300万円以下とすることを目指すこと。
- ・提案書において、園芸ハウス及び内部設備の性能や機能を明示するとともに、期待される低減効果について、慣行技術における設計、製造・加工及び施工コストを分析した上で、具体的な根拠を記載すること。
- ・また、提案に当たっては、最適な気流制御による内部設備の合理化、資材の加工等の効率化、園芸ハウス本体と内部設備の一体的な施工など、設計製造・加工、施工のそれぞれを技術開発の対象に含めることとし、統合的な技術を提示すること。

(5) 花粉交配用ミツバチの安定生産技術の開発

① 具体的内容

施設園芸において、栽培面積の約3割で利用されている花粉交配用ミツバチの安定供給に向けて、夏季の蜜源及び花粉源の不足や農薬被害等により生じる蜂群の弱体化を回避し、花粉交配用ミツバチを安定生産するための技術を開発する。

② 達成目標

平成31年度までに、蜜源及び花粉源となる緑肥作物やマメ科牧草の導入等により、夏季の蜂群の弱体化による損失額を5割以上減少させる技術を開発する。開発した技術については、養蜂家において実証し、マニュアル化する。

③ 平成28・29年度委託限度額
50百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発する技術体系による収益向上効果を具体的に記載すること。

果樹

(1) 永年性果樹作物に感染するウイルス等の効果的防除技術の開発

ア) 永年性果樹作物に感染するウイルスの効果的防除技術の開発

① 具体的内容

現在、植物防疫法に基づく緊急防除を実施しているウメ輪紋ウイルス病は、発症した場合、有効な治療法がなく、伐採する以外の防除手法がない。このため、ウイルスの不活化技術を活用し、ウメ輪紋ウイルス病を発症した感染樹であっても伐採することなく治療ができる技術を実用化する。

② 達成目標

平成31年度までに、ウメ輪紋ウイルスに感染した樹木を伐採することなく治療できる技術を開発し、梅苗木での実証を行う。

③ 平成28・29年度委託限度額

30百万円

④ 留意事項

・ウメ輪紋ウイルスを緊急防除区域外に持ち出す場合は、植物防疫法に基づく許可を取得する必要がある。

イ) 永年性果樹作物の高品質・安定生産を可能とする細菌病等防除技術体系の実証研究

① 具体的内容

全国的に発生が認められているモモせん孔細菌病等の防除困難な病害の発生を最小限とするための防除方法を確立する。

② 達成目標

平成31年度までに被害果を現状の5割減となる防除体系を確立する。

③ 平成28・29年度委託限度額

30百万円

④ 留意事項

- ・実証研究後の技術の速やかな普及に向け、防除対象品目の生産者を参画させること。
- ・防除マニュアルを作成し、公開すること。

(2) 中山間地域における加工用果実の防除及び収穫作業の機械化・自動化

ア) 加工用果実の収穫作業の機械化

① 具体的内容

加工用果実生産における収穫作業時間を削減するため、加工用果実の収穫作業を機械化する。また、実証試験を通じて機械化に適した栽培管理技術を確立し、収穫機械を効率良く活用するために必要な諸条件を明らかにする。

② 達成目標

平成31年度までに加工用果実の収穫作業を機械化し、収穫作業に係る労働時間を7割以上削減でき、削減される労働費が技術導入に係る経費を上回ることを実証する。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・当該システムの導入により、余剰(又は不要)となった労働力を活用し、どのような取組(経営規模拡大、他品目との作業競合の回避、雇用費の削減)を行うことで、どの程度の収益及び所得の向上効果を得られるのか、地域戦略の対象地域の代表的な営農形態をとっている実際の経営体をモデルとして、根拠とともに提案書に明記すること。その際、機械・技術等の導入コストも加味した上で、収益及び所得の向上効果を積算すること。また、研究成果報告の際は、技術の導入により余剰(又は不要)となった労働力について、地域戦略の対象地域の営農形態を踏まえた活用方法及びそれにより得られる収益及び所得の向上効果、実証試験を通じて確認の上、取りまとめること。
- ・当該技術を導入実証する経営体は、地域戦略の対象とする地域の平均以上の経営耕地を有しており、常勤の雇用者を1名以上雇っているものとする。
- ・機械の開発については、利用者の安全性を配慮した仕様とすること。

イ) 自動走行スピードスプレーヤの開発

① 具体的内容

収穫までに散布回数が多く、危険も伴う果樹の防除作業の労働負担を軽減するため、無人で散布作業が可能な自動走行スピードスプレーヤを開発する。開発にあたっては誘導ケーブル式と比較して、生産者が導入しやすいものとする。また、経路設定方法については、生産者が一度手動で走行した経路を記憶するなど利便性の高い方法によるものとする。

② 達成目標

開発機の走行性能、散布性能は従来機と同等以上とし、自動化に要するコスト増を同性能の従来機と比較して2割以内とする。さらに実証試験を実施し、防除に係る作業時間を5割以上削減できることを実証する。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・当該システムの導入により、余剰(又は不要)となった労働力を活用し、どのような取組(経営規模拡大、他品目との作業競合の回避、雇用費の削減)を行うことで、どの程度の収益及び所得の向上効果を得られるのか、地域戦略の対象地域の代表的な営農形態をとっている実際の経営体をモデルとして、根拠とともに提案書に明記すること。その際、機械・技術等の導入コストも加味した上で、収益及び所得の向上効果を積算すること。また、研究成果報告の際は、技術の導入により余剰(又は不要)となった労働力について、地域戦略の対象地域の営農形態を踏まえた活用方法及びそれにより得られる収益及び所得の向上効果、実証試験を通じて確認の上、取りまとめること。
- ・機械の開発については、利用者の安全性を配慮した仕様とすること。

ウ) ドローン等を活用した中山間地域における農薬等の散布作業の自動化

① 具体的内容

中山間地域における傾斜地帯のほ場、急傾斜樹園地等における農薬等の散布作業の労働負担を軽減するため、ドローンを活用し散布作業を自動化する。

② 達成目標

農薬散布について背負式動力噴霧器を利用する場合と比較して作業時間を8割以上削減し、削減される労働コストが技術導入に係る経費を上回ることを実証する。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発する技術が目標とする導入・維持管理コスト、想定する作業体系、労働力削減効果、コスト削減効果を具体的に記載すること。
- ・機械の開発については、利用者の安全性を配慮した仕様とすること。

(3) 主要果実生産における経営体の収益性を向上させる技術の開発

ア) カンキツ高品質果実の連年安定供給を可能とする樹体管理技術の開発

① 具体的内容

高単価販売が可能なブランド果実産地形成に不可欠な高品質果実を連年安定生産するための低コストな施肥・水分管理や省力的な着花安定技術等からなる総合的な樹体管理技術を開発する。

② 達成目標

施肥・水分管理と着果管理の省力化により労働時間を2割以上、施肥量を慣行の5割以上削減可能な総合的な栽培管理技術体系を開発する。また、これらの栽培技術により5割以上の高品質果実が生産されるものとする。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・研究開発終了後の市販化を円滑に進めるため民間企業が参画すること。
- ・対象品種を明確化し、当該開発技術を導入した場合の経営体の所得向上効果を根拠とともに明らかにすること。

イ) リンゴの低コスト早期成園化を可能とする技術の開発

① 具体的内容

リンゴを定植してから着果を開始するまでの未収益期間の大幅な短縮を可能とする、早期成園化に有利な形状の苗木の短期大量生産技術と、早期に着果させるためのほ場定植後の幼木の生育促進技術を開発する。併せて、既存の成木の樹形改造により、未収益期間の収益低下を補完する技術を開発する。

② 達成目標

早期成園化に有利な形状の苗木の生産に要する時間の5割削減が可能な技術と定植から着果開始までの未収益期間を5割短縮する生育促進方法を開発する。さらに、開発技術の導入条件及び収益向上効果を明らかにする。

③ 平成28・29年度委託限度額

30百万円

④ 留意事項

・リンゴの栽培適地の気象条件を考慮し、雪害による被害を軽減させられる栽培方式も併せて開発すること。

花き

(1) 年間生産量を従来の1.5倍又は生産コストを2割減する輸出用花き栽培技術の開発

ア) 年間生産量を従来の1.5倍とする輸出用花き栽培技術の開発

① 具体的内容

国産花きの高品質かつ周年生産による単位面積当たりの生産量向上及び輸出力強化を推進するため、水耕栽培技術を核として水耕栽培に適した苗生産、生育斉一化技術と病害虫対策等を組み合わせた高品質・周年生産システムを開発する。さらに、収穫後の流通ステージにおいては、蕾段階で収穫した切り花の開花調整技術及び日持ち延長技術を開発する。

② 達成目標

平成31年度末までに花き生産における安定的な周年栽培技術(年3回収穫)を確立することで、単位面積当たりの年間生産量を従来の土耕栽培の1.5倍に向上させる。

開花調整技術及び日持ち延長技術の導入により、夏季においても鑑賞期間を10日以上確保した輸出体系を確立すること。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

・輸出相手国を明確にした上で、検疫等輸出に必要な課題も解決する等、輸出を実現するための技術開発であること。

イ) 生産コストを2割減する輸出用花き栽培技術の開発

① 具体的内容

国産花きの競争力を向上させ、輸出を実現するため、作業負担の大きい、栽培や収穫作業等を効率化させる機械化技術を開発する。

② 達成目標

平成31年度末までに花きの栽培・収穫作業等を機械化することで、作業時間を削減し、生産コストを従来より2割低減する。

③ 平成28・29年度委託限度額
50百万円

④ 留意事項

- ・輸出相手国を明確にした上で、検疫等輸出に必要な課題も解決し、輸出を実現するための技術開発であること。
- ・機械の導入及びランニングコストを考慮しても、生産コストが従来より2割以上削減される機械を開発すること。

(2) 盆栽等の輸出解禁・緩和に必要となる病虫害防除方法の開発

ア) 盆栽の輸出解禁・緩和に必要となる害虫防除方法の開発

① 具体的内容

米国及びカナダ等が侵入を警戒するマツ類盆栽等のゴマダラカミキリについて、新たに現場で活用できる有効な防除技術を確立し、その有効性を示すデータの蓄積を図る。これにより、科学的なデータを踏まえた、米国など輸出相手国との検疫条件の緩和、輸出解禁の植物検疫協議の加速化が期待される。

② 達成目標

ゴヨウマツ等において、隔離栽培を行わないことにより、これに要する3年分の労働時間及び農薬散布等のコストを削減することを目指し、平成30年度までに輸出検疫上、ゴマダラカミキリの寄生率が無視できるレベルの新たな防除技術を確立し、300戸以上の農家に導入するとともに、農家あたりの出荷額を現状の2倍(250万円)にすることに資する。

③ 平成28・29年度委託限度額
20百万円

④ 留意事項

- ・輸出相手国との植物検疫協議に活用できるよう、一定量以上の試験例数を、統計学の専門家とも検討して設定すること。
- ・試験には、マツ類であれば幹の太さが1センチ以上のものを利用するなど、諸外国のニーズ及び検疫条件を精査した試験を設計・提案すること。

イ) 植木類の輸出における線虫防除技術の開発

① 具体的内容

検疫対象線虫に汚染されていない健全な植木類の生産体系を構築するために、実証試験を通して薬害を生じさせない線虫の防除方法を確立する。

② 達成目標

平成31年度までに検疫対象線虫2種類以上の遺伝子診断による検出方法を開発するとともに、4種類以上の植木類において、線虫防除用薬剤に起因する薬害の対策技術及び線虫による再汚染の回避技術を確立する。

③ 平成28・29年度委託限度額

20百万円

④ 留意事項

・開発技術の速やかな普及のため、植木類の輸出振興・促進を先導可能な組織を参画させること。

野菜・果樹等の各品目共通

(1) 健康維持・増進機能の優れた新たな機能性成分含有の農林水産物の栽培・加工技術の開発

① 具体的内容

機能性関与成分の科学的エビデンスを取得するとともに、含有量の増加及び安定化を図りつつ安定供給を可能とする栽培・加工技術の確立等を行い、機能性表示食品制度への届出により、茶、カンキツ、ホウレンソウ等農林水産物の持つ血糖値上昇抑制、腸内環境改善等の健康維持・増進に資する機能性を表示し、農林水産物の付加価値向上を図る。

② 達成目標

機能性表示食品制度への届出により、農林水産物の持つ健康維持・増進に資する機能性を表示し、茶、カンキツ、ホウレンソウ等の収益を2割向上させる。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

・事業終了後1年以内に、機能性表示食品制度への届出を開始すること。

(2) 販売期間の長期化を可能にする青果物の鮮度保持技術の開発

① 具体的内容

新たな包装資材の開発や、機器によるエチレン分解技術の開発、不凍タンパク質の利用による超低温保存技術の開発等により、青果物の鮮度保持期間や販売期間を長期化し、販売ロスの低減や需要の拡大、輸出増大を図り、生産者所得の向上に寄与する。

② 達成目標

新技術の導入により、青果物の鮮度保持期間や販売期間を2倍に延伸。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・鮮度保持期間の長期化による生産者所得向上の効果について、根拠とともに具体的な経営体の利益の向上の目標を提案書に明記すること。

(3) 果実等の選果、調製、パック詰め等の機械化・自動化

① 具体的内容

果樹、果菜類等の栽培における作業時間の多くを占める調整・出荷作業を省力化するため、選果、調製、パック詰め等の作業を機械化・自動化する装置を開発する。開発する装置は果実の重量、形状等により選果し、パック毎の重量が等しくなるよう分配する等、現在は人手で行っている作業を機械化・自動化するものとする。また、施設の選果ライン等に組み込むことを前提とせず、単体でも利用可能とする。

② 達成目標

平成31年度までに果実の選果精度又は調製、パック詰め等の作業精度が90%以上の装置を開発する。さらに現地実証試験を実施し、開発した装置が人手と同等以上の作業量を負担でき、削減される労働コストが技術導入に係る経費を上回ることを実証する。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発する装置が対象とする作物及び作業、目標とする性能、導入・維持管理コスト、労働力削減効果を具体的に記載すること。
- ・提案の際には、開発する機械の目標となる能力及び予定販売価格を明らかにすること。
- ・当該技術の導入実証は、地域戦略の対象とする地域のうちの一集落の全体としての実証結果を検証できるよう、当該集落の一定数以上の経営体において実施すること。
- ・機械の開発については、利用者の安全性を配慮した仕様とすること。

(4) 中山間地の活用による地球温暖化を見据えた新たな作物の導入及び農作物の適応技術の実証

① 具体的内容

中長期的な温暖化を見据え、地域を支えていく見込みのある複数の新規作物を栽培実証し、栽培上の技術的課題を洗い出すとともに、解決手法を明らかにする。また、新規作物の特性を活かした栽培規模、活用方法を検討・分析し、収益性を明らかにする。

作物の安定生産を図るため、地域に普及していない複数の新たな適応技術を導入実証し、その効果、課題を明らかにし、解決手法を明確化するとともに、収益性を明らかにする。

② 達成目標

平成31年度までの実証を踏まえ、平均気温2°C程度の上昇下でも40万円/10a以上を確保できる新規作物、平均気温の上昇に起因する被害を1/3以下に低減できる適応技術を選定し、導入に当たっての栽培方法及び留意事項等をまとめたマニュアルを作成する。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・中山間等の条件不利地を実証地とすること。
- ・研究対象とする品目は、複数の都道府県の中山間地等で生産可能なものに限る。
- ・導入する適応技術は、委託プロジェクト「農林水産分野における気候変動対応のための研究開発」で取り組んでいる内容は除く。

(※ <http://ccaff.dc.affrc.go.jp/project2015/list.html> の「A-11 温暖化の進行に適応する生産安定技術の開発」を参照)

畜産・酪農

(1) 国産飼料の利用による畜産経営体の収益力向上技術の開発

ア) 国産濃厚飼料等の自給飼料の活用による畜産経営体の収益力向上技術の開発

① 具体的内容

イアコーン等の国産濃厚飼料を含む自給飼料やエコフィードを活用することで、家畜の飼料費の低減、生産性の向上によるコスト削減に加えて、品質の違いに基づく畜産物の差別化に取り組む等により、畜産経営体の収益を向上する技術を開発する。

② 達成目標

平成31年度までに、家畜の飼料費の低減、生産性の向上によるコスト削減に加えて、品質の違いに基づく畜産物の差別化に取り組む等により、畜産経営体の収益を2割以上向上させる国産濃厚飼料等の自給飼料の利用技術を開発・実証する。

③ 平成28・29年度委託限度額

70百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発する技術体系が目標とする労働力削減効果、コスト削減効果、収益向上効果を具体的に記載すること。
- ・畜産物の差別化に取り組めない肉用牛繁殖経営では、収益向上の目標を1割以上とすることを可とする。

イ) 有人車両とロボット車両の協調作業によるサイレージ踏圧作業体系の開発

① 具体的内容

コントラクター・TMRセンター等のオペレータ不足の緩和に向けて踏圧作業に用いる車両をロボット化し有人車両と協調作業を行うことで、大型バンカーサイロ等におけるサイレージ調製の作業時間を削減する技術を開発する。

② 達成目標

平成31年度までに適切な踏圧作業を実施できるロボット車両を開発し、サイ

レージ調製作業に要する労働力を2割以上削減できることを実証する。

- ③ 平成28・29年度委託限度額
50百万円

④ 留意事項

- ・当該作業体系の導入により、余剰(又は不要)となった労働力を活用し、どのような取組(経営規模拡大、作業競合の回避、雇用費の削減)を行うことで、どの程度の収益及び所得の向上効果を得られるのか、地域戦略の対象地域の代表的な営農形態をとっている実際の経営体をモデルとして、根拠とともに提案書に明記すること。その際、機械・技術等の導入コストも加味した上で、収益及び所得の向上効果を積算すること。また、研究成果報告の際は、技術の導入により余剰(又は不要)となった労働力について、地域戦略の対象地域の営農形態を踏まえた活用方法及びそれにより得られる収益及び所得の向上効果、実証試験を通じて確認の上、取りまとめること。
- ・機械の開発については、利用者の安全性を配慮した仕様とすること。

(2) 畜産におけるICT活用技術の開発

ア) 牛にストレスを与えないセンサを利用した分娩監視システムの開発

① 具体的内容

乳用牛や肉用牛の飼養頭数が減少するなかで、分娩時の死産事故を未然に防いで後継牛や肉用子牛の生産基盤を強化するため、牛にストレスを与えないセンサや画像解析技術によって牛の分娩を監視し、遠隔にいる管理者に分娩を通知して管理者の分娩介助を可能とする分娩監視システムを開発する。

② 達成目標

平成31年度までに牛の分娩監視システムの開発を完了するとともに、分娩事故率の低減に向けて、本システムの導入により年間の分娩数の9割以上の割合で適切な通知が行われることを実証する。

- ③ 平成28・29年度委託限度額
70百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発するシステムが目標とする導入・維持管理コスト、労働力削減効果、収益向上効果を具体的に記載すること。
- ・家族経営規模における導入・維持管理コストの目標を年間30万円以下とすること。
- ・システムの核となる技術は、乳用牛・肉用牛のどちらでも利用可能な技術とすること。

イ) 豚枝肉の販売価格を高位安定させる安価で故障の少ないソーティング機能付き体重測定器の開発

① 具体的内容

豚枝肉の販売価格を高位安定させるには、最適な体重で豚を出荷し、格付けを上げることが必要である。そこで、画像認識等の技術を活用して、安価で故障の少ない新たなソーティング機能付き体重測定器を開発し、畜産経営体に導入して収益を改善する。

② 達成目標

平成31年度までに平均枝肉価格を上げることで養豚農家の粗利益を5%以上向上し得る、1台100万円～150万円と安価で故障の少ないソーティング機能付き体重測定器を開発する。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、目標とする養豚農家への導入価格、養豚農家の粗利益向上効果を具体的に記載すること。
- ・一部の豚がソーティング機能付き体重測定器をうまく通過できず、飼料に到達できないことにより生じる増体量の減少等の問題点を解決するため、豚を用いた実証試験を行うこと。

(3) 中山間地域における放牧を利用した収益力向上のための技術体系の確立

ア) 中山間地域における放牧を利用した収益力向上のための技術体系の確立

① 具体的内容

生産者の高齢化や減少が続く中山間地域において、集落営農法人等が放

牧や水田を利用した農牧輪換による新たな子牛生産技術、水田作物の生産性向上・作業平準化技術を導入することにより、飼料費や労働力を低減することで収益を向上するための技術体系を確立する。

② 達成目標

平成31年度までに1年1産による子牛の安定生産、及び飼料生産コストの低減により子牛の生産コストを3割以上削減する繁殖営農モデルを提示して周知化する。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発する技術体系が目標とする労働力削減効果、コスト削減効果、収益向上効果を具体的に記載すること。
- ・開発する技術は、複数の都道府県の中山間地等で利用可能なものに限る。

イ) ICT等を活用した放牧による生涯生産性向上を可能とする乳用牛の育成技術の開発

① 具体的内容

生涯乳量と生涯産子数がともに多い乳用牛の育成により酪農家の収益力を向上させるため、公共牧場等におけるICT等を活用した省力的で適切な草地・放牧管理により、繁殖性及び生産性が高く健強な乳用牛を育成する技術を開発する。

② 達成目標

平成31年度までに初産時の分娩事故率を1割以上抑制し得る健強な乳用牛を従来よりも1割以上低コストで育成する技術を実証してマニュアル化する。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発する技術が目標とする導入・維持管理コスト、労働力削減効果、収益性向上効果を具体的に記載すること。

(4) バイオセンサーを利用した豚舎汚水等の高度な窒素除去システムの開発

① 具体的内容

大掛かりな施設改修をせずに、畜産用の新たな硝酸性窒素等の暫定排水基準(600mg/L)に対応するため、BODを連続測定しつつ、豚舎汚水等のBOD/N比を適切に制御することなどにより、汚水の有機物とともに窒素も低コストで除去する高度な汚水浄化システムを開発する。

② 達成目標

平成31年度までに汚水浄化システムを開発し、技術導入コストを加えても、汚水のBOD及び窒素の除去に必要な資材コストの削減などにより、汚水浄化に要する管理コストを2割以上削減できることを実証する。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・提案書において、開発する技術が目標とする導入・維持管理コスト、窒素除去の精度、収益性向上効果を具体的に記載すること。
- ・成果報告の際には、当該技術の導入が可能な施設条件を明らかにすること。
- ・当該技術を導入実証する経営体は、地域戦略の対象とする地域の平均以上の飼育頭数を有しており、常勤の雇用者を1名以上雇っているものとする。

(5) 地域由来の微生物や素材を活用した特色ある乳製品の製造技術の開発

① 具体的内容

国産乳製品のうちナチュラルチーズは、長期的にはTPPの影響による輸入量の増加による生産量の減少が想定されることから、国内生乳生産基盤への影響が懸念される。そこで、国産ナチュラルチーズの品質向上及び生産コスト低減による競争力強化を図るために、消費者に好まれる風味の付与やチーズの熟成を促進する機能を持つ地域由来の乳酸菌等を選抜して国産スターターとして製剤化・市販化し、地域由来の微生物や素材を活用した特色ある乳製品の製造技術を開発する。

② 達成目標

平成31年度までに、消費者に好まれる風味の付与や熟成を促進する機能を持つ国内で分離した乳酸菌をスターターとして製剤化し、輸入品と同等以下の価格で市販化する。また、熟成タイプチーズの熟成期間を、風味を損なうことなく2/3に短縮する等により、チーズ生産の収益率を5%以上向上させるとともに国産チーズの生産拡大を可能とする技術を開発する。

③ 平成28・29年度委託限度額

20百万円

④ 留意事項

・開発する技術の収益改善効果を明確に示すこと。

(6) 乳房炎ワクチン等の実証研究

① 具体的内容

畜産農家の経済的損失が大きく、食料の安定供給と生産性向上ならびに畜産物輸出促進に向けてもその対策が急務な慢性消耗性疾病(乳房炎、牛白血病、ヨーネ病、牛乳頭腫症)について、ア)家畜疾病被害の低減に資するワクチンのうち、既に実験動物を使った試験で抗原特異的な免疫誘導効果が確認されているものについて、家畜を使った野外試験等を実施し現場での効果を検証する。イ)清浄化対策に有用な技術を確立・実証する。

② 達成目標

ア) ワクチンについては、市販化時に家畜疾病被害の年間被害評価額ベースで1割以上を低減させることを目指し、平成31年度までに、野外試験等を終了するとともに有効性や効果の持続性、副作用等の解明、効果的な接種方法等を開発する。

イ) 清浄化対策については、平成31年度までに、牛白血病の発症前診断技術、ヨーネ病の感染・排菌牛を摘発する遺伝子検査技術、乳房炎の牛サイトカインを用いた治療・予防技術を確立・実証する。

③ 平成28・29年度委託限度額

70百万円

④ 留意事項

- ・ア)に挙げられた課題については、対象疾病単位で個別に応募することも可とする。
- ・①のア)に係る提案にあつては、動物試験の結果と、それに基づき推定されるワクチンの効果(被害軽減額として1割以上)について、説明資料を提出すること。
- ・①のイ)に係る提案にあつては、疾病の清浄化に向けた戦略技術の適用による被害の軽減効果について、説明資料を提出すること。
- ・ワクチン及び牛サイトカインの市販化が可能な民間企業を研究グループに加えることとし、当該民間企業は開発したワクチン等の市販化に努めること。

林業・木材産業

(1) CLT(直交集成板)の製造コストを1/2にし、施工コストを他工法並みにする技術開発

ア) CLTの製造コストを1/2にする技術の開発

① 具体的内容

CLTの製造コストを低減するために不可欠な製造技術の効率化や市場ニーズに応えるための性能付与技術に係る開発・実証研究を行う。

② 達成目標

CLTの製造コストを1/2にする技術を開発する。

③ 平成28・29年度委託限度額

100百万円

④ 留意事項

・CLTの製造コスト削減のためには、構造材としての用途に加え、内装材等への活用についても実用・実証研究を進めること。

イ) CLTを使った構造物の施工コストを他工法並みにする技術開発

① 具体的内容

CLTを活用した構造物の施工コストを他工法並みにする技術と耐火性能を高める技術の開発・実証研究を行う。

② 達成目標

CLTを使った構造物の施工コストを他工法並みにする技術を開発する。

③ 平成28・29年度委託限度額

70百万円

④ 留意事項

・技術開発・実証にあたっては、市場に精通した総合建設業者等も参画すること。また、ユーザー目線を意識したデータの収集・分析を行うこと。

水産業

(1) 生産性を向上させた養殖システムの開発

ア) 生産コストが2割低い低コスト陸上養殖システムの開発

① 具体的内容

陸上養殖システムにおいて、温浴施設の廃熱利用による水の加温・冷却、ICT等の導入による水質管理の自動化等の技術を確立するとともに、海面養殖よりも養殖期間を大きく短縮し、早期出荷が可能となる陸上養殖システムを開発する。

② 達成目標

平成31年度末までに自動水質管理システム及び、養殖期間の短期化技術等の開発により、生産コストを2割低減させる。

③ 平成28・29年度委託限度額

70百万円

イ) ICTを活用した海面増養殖システムの開発

① 具体的内容

i) ICTを活用した自動給餌システム等の構築により、給餌ロスを抑えることでエサ代を、給餌を自動化することで人件費を抑え、従来よりも生産コストを2割低減させる海面増養殖システムを開発する。

ii) ホタテガイの斃死被害を軽減するため、ICT監視・画像解析システムによる養殖施設の振動防止等技術の開発により、ホタテガイの生産量を2割増加させる海面増養殖システムを開発する。

② 達成目標

i) 平成31年度末までにICTを活用した自動給餌システム等給餌コスト低減のための技術開発により、生産コストを2割低減させる。

ii) 平成31年度末までに振動防止等技術の開発により、ホタテガイの生産量を2割増加させる。

③ 平成28・29年度委託限度額

70百万円

④ 留意事項

- ・ i、ii に挙げられた課題について、それぞれ個別に応募することを可とする。
- ・ i については、対象魚種を明確化するとともに消費者の嗜好にあった品質の魚介類が生産できるよう、マーケットを意識した自動給餌システム等の給餌コスト低減のための研究開発を行うこと。
- ・ ii については、当該技術を容易に導入・普及できる養殖生産管理マニュアルを作成すること。

(2) 貝類の生産額を2割増加させる貝毒検査技術の開発

① 具体的内容

貝毒検査のための機器分析で不可欠な貝毒標準品の効率的かつ安定的な製造技術や貝毒簡易測定キットの開発により、貝類の生産量が従来よりも2割増加する、効率的で簡易な貝毒検査技術を開発する。

② 達成目標

貝毒標準品の効率的かつ安定的な製造技術を開発するとともに、従来の検査コスト(1万円/回)の1/5(2千円/回)で検査可能な貝毒簡易測定キット等を開発し、さらに、検査精度を高めることで輸出重要品目であるホタテガイ等の生産量を2割増加させる。

③ 平成28・29年度委託限度額

50百万円

④ 留意事項

- ・貝毒検査技術の開発に加え当該技術を導入したホタテガイ等の生産・選別・出荷システムを確立し、マニュアル化すること。

当プロジェクトにおける農林漁業経営体の定義

当プロジェクトにおける農林漁業経営体の定義は、以下のいずれかもしくは複数に該当する者とします（なお、技術課題によっては、技術の普及・社会実装の対象を明確化するため、実証研究の場となる農林漁業の規模等の条件を課しているものがありますので、御留意ください。）。

- 農林漁業を営む法人
- 認定農業者
- 集落営農組織や生産者組織等、専ら生産活動のために、農林漁業を営む者が構成員となっている任意団体（必要な規約を準備する必要があります。）
- コントラクター等農林漁作業を受託して実施することを主な営利業務としている法人

※ 研究コンソーシアムの構成員となる農林漁業経営体は基本的に e-Rad への登録が必要ですが、構成員となる農林漁業経営体全員の登録ではなく、代表となる 1 者の登録でも可とします（任意団体の中の代表となる 1 者の場合でも可とします。）。

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」
の実施に当たって

1 研究開発目標

本研究の実施により、実証研究の対象地域において、農林漁業経営体などがこれまでの導入前の技術体系と比較して、生産費の低減、所得の増加、輸出額の増加等が可能となるような目標を設定していただきます。目標については、その算定根拠・方法を併せて明示してください。所得に関する目標について、生産段階のみならず、具体的根拠が示せるのであれば、加工・流通段階等における付加価値の付与についても併せて考慮することも可能です。

2 研究実施期間

原則として契約締結時から平成32年3月末までです。

なお、当初の計画目標に照らして著しく進捗の悪い試験研究計画、十分な成果達成が見込めない試験研究計画、試験研究計画全体の成果達成への寄与が不明確な試験研究計画等については、委託試験研究の実施期間の途中であっても試験研究計画全体又は試験研究計画の一部を中断していただく場合があります。

3 委託研究費限度額

別紙1のとおりです。

ただし、審査の結果、提案いただいた計画の一部も含め、研究経費の計上額を変更していただくことがあります。

また、特段の理由がある場合には、理由及び用途を明記した上で限度額を超える提案も受理しますが、真に必要性があるかについて、厳しく査定させていただきます。

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」
研究分野

- (1) 水田作
- (2) 畑作・地域作物
- (3) 野菜・花き
- (4) 果樹
- (5) 畜産・酪農
- (6) 林業・木材産業
- (7) 水産業

- ※1 技術戦略における分野のうち、「野菜・果樹等の各品目共通」分野に対する応募の場合は、提案内容に最も適した分野を、上記のうちから1つ選んでください。
- ※2 「農政新時代」（平成28年3月農林水産省）において、影響のある農林水産物に花きは含まれていないこと、一方で、輸出促進の取組を強化する重点品目として、花きが位置付けられていることから、「花き」に関する提案は、輸出力強化のため、輸出相手国を明確にした上で、検疫等輸出に必要な課題も解決する、輸出を実現するための実証研究に限ります。
- ※3 提案内容と提案分野が不整合となっている場合等には、調整させていただきます。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システムとは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

(1) ポータルサイトへのアクセス方法

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)のポータルサイトへアクセスするには、Web ブラウザで「<http://www.e-rad.go.jp/>」にアクセスします。ポータルサイトでは、本システムに関する最新の情報を掲載しています。また、本システムへは、ポータルサイトからログインします。

(2) システムの利用時間及び操作方法等に関するお問い合わせ先

システムの利用時間：平日、休日ともに 00:00 ～ 24:00

ヘルプデスク電話番号：0570-066-877

03-5625-3961（直通）

ヘルプデスク受付時間：平日 9：00 ～ 18：00

（時間については、今後、変更する可能性がありますので、e-Rad のポータルサイト「システムのサービス時間」

<http://61.209.237.101/terms/support/index.html>にて御確認ください。）

2 応募受付期間について

平成28年11月21日（月）～平成29年1月10日（火）12：00

3 システム利用に当たっての事前準備について

代表機関及び共同研究機関の事務担当者は、ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」に従って、研究機関の登録申請及び所属研究者の登録を行います（既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありません。）。

※ 所属研究者の登録は、本研究を実施し、研究費の配分を受ける全ての研究者について行います。

※ 研究機関の登録は、通常でも1～2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行って

ださい。

4 提案書の作成について

(1) 応募要領及び申請様式（応募情報ファイル）のダウンロード

提案者は、生研支援センターのウェブサイト又はポータルサイトの「現在募集中の公募一覧」から応募要領及び申請様式（提案書（様式））をダウンロードし、応募要領に従って提案書を作成します。

(2) 提案書のPDFファイルの作成

e-Rad もしくはスキャナー等でPDF形式のファイルに変換してください（10MB以内。白黒でも可。）。

5 応募情報の登録について

(1) 応募情報の登録の事前準備

システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

- ① システムの「研究者向けマニュアル（<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>）」及び本資料
- ② 提案書と提案書のPDFファイル
- ③ システムに登録済みの各研究者の研究者番号
- ④ 各研究者の平成28（2016）年度、29（2017）年度及び30（2018）年度、31（2019）年度の予算額（直接経費（総額）及び一般管理費（総額））。

(2) 応募情報の入力手順

応募情報の入力は、代表機関の研究代表者がポータルサイトへログインし、応募課題を検索して応募情報を入力します（共同研究機関の研究実施責任者等に入力をさせることもできます。）。システムでの公募名は、「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」です。なお、システムの操作手順の詳細は、「研究者向けマニュアル」を御覧ください。

(3) 応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を提出します。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されます。

生研支援センターへ応募情報を提出するには、代表機関の事務代表者の

「承認」が必要です。代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと、生研支援センターへ応募情報を提出したことにはなりませんので、十分に御注意ください。承認については、「研究機関事務代表者向けマニュアル」(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>)を御覧ください。

6 その他

(1) 提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、生研支援センターへ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び代表機関の事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりにくくなることが予想されます。また、システムは、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

ポータルサイトの「最新のお知らせ」を御確認のうえ、余裕を持って応募情報の入力等を行ってください。

(2) 応募受付期間終了後の連絡体制

代表機関の研究代表者は、応募の内容について生研支援センターの担当者から問合せを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、1週間程度は確実に連絡が取れるようにしてください。

経営体強化プロジェクト 地域戦略・研究計画

1. 概要

公募研究課題名	公募要領別紙 1 の研究課題名から選択し、記載 複数該当する場合は、最も主要なものを 1 番上に記載し、全て記載
提案する研究計画名	○○○○○○○○○○○○○○○
研究グループ (研究コンソーシアム) の名称 (予定)	××××××××××コンソーシアム
対象分野 ※地域戦略の対象となる 主な分野 (いずれか 1 つを 記載してください)。	(1) 水田作、(2) 畑作・地域作物、(3) 野菜・花き (4) 果樹、(5) 畜産・酪農、(6) 林業・木材産業、(7) 水産業
対象とする経営体の 品目 (経営類型)	例：(品目の場合) レタス、温州ミカン及び中晩柑、水稲 (酒米) (経営類型の場合) 水稲・野菜複合経営、水稲 (酒米)・麦・大豆輪作体系

2. 地域戦略

参画する地方公共団 体名・農林漁業団体等 名	例：「○○県」、「□□市」、「□□市及び■●町」、「JA△△」
地域戦略名	例：カンキツの北米向け輸出の拡大、ICT を活用した高品質野菜の生産拡大
対象とする地域	例：○○県□□地域 (△市、□町、◇町、▽町) JA○○管内 (□市、△町)
対象分野 ※地域戦略の対象と なる主な分野 (いずれ か 1 つを記載してく ださい)	(1) 水田作、(2) 畑作・地域作物、(3) 野菜・花き (4) 果樹、(5) 畜産・酪農、(6) 林業・木材産業、(7) 水産業
対象とする 品目 (経営類型)	例：(品目の場合) レタス、温州ミカン及び中晩柑、水稲 (酒米) (経営類型の場合) 水稲・野菜複合経営、水稲 (酒米)・麦・大豆輪作体系

対象とする品目（経営類型）に係る現状分析	※生産、経営、人材、流通・加工・販売面等における現状、問題点、課題等を記載
----------------------	---------------------------------------

該当する技術戦略上の技術課題	<p>(例) ・水田作(3) 草刈り等の省力化のための低コストな雑草管理ロボットの開発</p> <p>・水田作(4) リモートセンシングやほ場管理の最適化による大規模水田作経営体の収益向上技術の開発</p>
技術課題ごとの目標とその根拠	<p>(例) ・技術課題：草刈り等の省力化のための低コストな雑草管理ロボットの開発</p> <p>目標：平成31年度までに、導入時の農家実質負担が50万円以下となる雑草管理ロボットを開発する。</p> <p>根拠：既存の200万円のロボットと比較して、〇〇の簡略化により50万円、△△の効率化により50万円、□□の省力化により50万円削減する。</p> <p>・技術課題：リモートセンシングやほ場管理の最適化による大規模水田作経営体の収益向上技術の開発</p> <p>目標：技術の導入により農林漁業経営体の収益を5%以上向上させる。</p> <p>根拠：ドローン等による遠隔品質管理により労働時間を30%低減し、その分大規模化を進めることで、従来に比べて収益を5%向上させる。</p>

研究コンソーシアム構成員となっている農林漁業経営体による、技術課題とその目標に対する所見	<p>(例) ・技術課題：草刈り等の省力化のための低コストな雑草管理ロボットの開発</p> <p>所見：水田作の現場における草刈りの負担は大きく、1台50万円の草刈ロボットが開発されれば、購入もしくはレンタル利用する農業者は多いと思われる。</p> <p>・技術課題：リモートセンシングやほ場管理の最適化による大規模水田作経営体の収益向上技術の開発</p> <p>所見：リモートセンシング等による軽労化は重要であり、収益5%向上は可能だと思われる。</p>
--	--

消費者・実需者等との連携のあり方	生産した農林水産物、食品の流通・販売方法等について記載（誰に、どのようにして販売するか、など）
------------------	---

普及計画	<p>① 普及担当機関 例：〇〇県△△地域普及センター</p> <p>② 普及する地域 例：〇〇県■市△△地区（普及見込面積〇〇ha（〇年度））</p> <p>③ 普及のターゲットとする者 どのような経営を行っている者に対して普及するのかを記載</p> <p>④ 普及方策 具体的な普及の方法等について記載</p> <p>※ 機械やシステムソフトなど製品化に係る技術については、製品化する企業や販売価格見込みも記載</p>
------	---

地域戦略の作成主体	(例) 〇〇県農林水産部〇〇課
-----------	--------------------

(留意事項) 地域戦略は、地域戦略を担う地方公共団体又は普及担当機関が作成してください。
作成主体には面接審査への同席を求める場合があります。

3. 研究計画の概要

研究計画名	例：温州ミカン及び中晩柑の北米輸出を促進するための〇〇生産技術及び〇〇流通技術体系の開発
-------	--

研究グループ (研究コンソーシアム) の名称 (予定)	例：高品質カンキツ輸出コンソーシアム 機能性農作物生産拡大コンソーシアム
-----------------------------------	---

研究実施期間 ※ 研究期間の終期は平成 32年3月末日	平成〇〇年〇〇月～〇〇年〇月 ※最大でも平成32年3月末日まで
-----------------------------------	---------------------------------

研究・実証地区 ※複数ある場合はすべて 記載してください。	〇〇県■■■市 (△△地区)
-------------------------------------	----------------

開発する技術課題の 概要	※経営体強化を実現するために開発する技術課題の概要を記載。 ※生産技術のみならず、必要に応じて流通、加工・調製に係る技術、販売に係る取組等についても記載。 ※技術課題ごとに、達成目標も定量的に記載。
-----------------	---

研究ネットワーク のテーマとの整合 性	(例) 草刈ロボットの開発は研究ネットワークの対象作目である水田作の軽労化において重要な技術課題である。
---------------------------	---

※研究ネットワークから立ち上げた研究コンソーシアムによる応募の場合は御記載ください。

(単位：千円)

	H28・29年度	H30年度	H31年度	合計額
研究費総額	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
研究費 (試作費等を除く)	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
施設や機械の 試作費等	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

(フリガナ) 研究代表者名		役職	
所属機関・部署名			

(フリガナ) 経理責任者名		役職	
所属機関・部署名			

様式 1-1 【研究計画概要図】 A4用紙1枚（縦・横いずれでも可）

研究計画名	
-------	--

この研究内容の理解を容易にする図等を添付してください。

様式 1-2 【研究計画のポイント】 A4用紙 1枚

各項目について文字数厳守で簡潔に記載してください。

① 解決すべき技術的課題 (→p.○)	(100文字以内厳守)
② 研究計画の内容(概要) (→p.○)	(200文字以内厳守)
③ 研究計画の達成目標 (→p.○)	(100文字以内厳守)
④ 技術的な優位性 (→p.○)	(100文字以内厳守)
⑤ 地域戦略との整合性 (→p.○)	(100文字以内厳守)
⑥ 提案する研究計画の実現可能性、 地域戦略の実現に向け、継続的に研究等を行う体制 (→p.○)	(100文字以内厳守)
⑦ 研究成果の普及可能性 (→p.○)	(100文字以内厳守)

様式 1-3 【研究グループの構成】

① 研究グループの構成員

一	機関名 (支所等名まで記載)	メンバーとする理由、 主な役割 (簡潔に記載)	28・29年度 研究費総額 (千円)	30年度 研究費総額 (千円)	31年度 研究費総額 (千円)	研究費総額 合計 (千円)
研究 代表 機関						
共同 研究 機関						
農林 漁業 経営 体						
普及 担当 機関						
研究 管理 運営 機関						
合 計						

※ 1 共同研究機関をメンバーとする理由及び役割分担を簡潔に記載してください。

※ 2 研究管理運営機関の項目は、該当する場合のみ記載してください。

※ 3 試作品等の費用がある場合は、各年度の研究費総額の下段に括弧書きで内訳として記載してください。

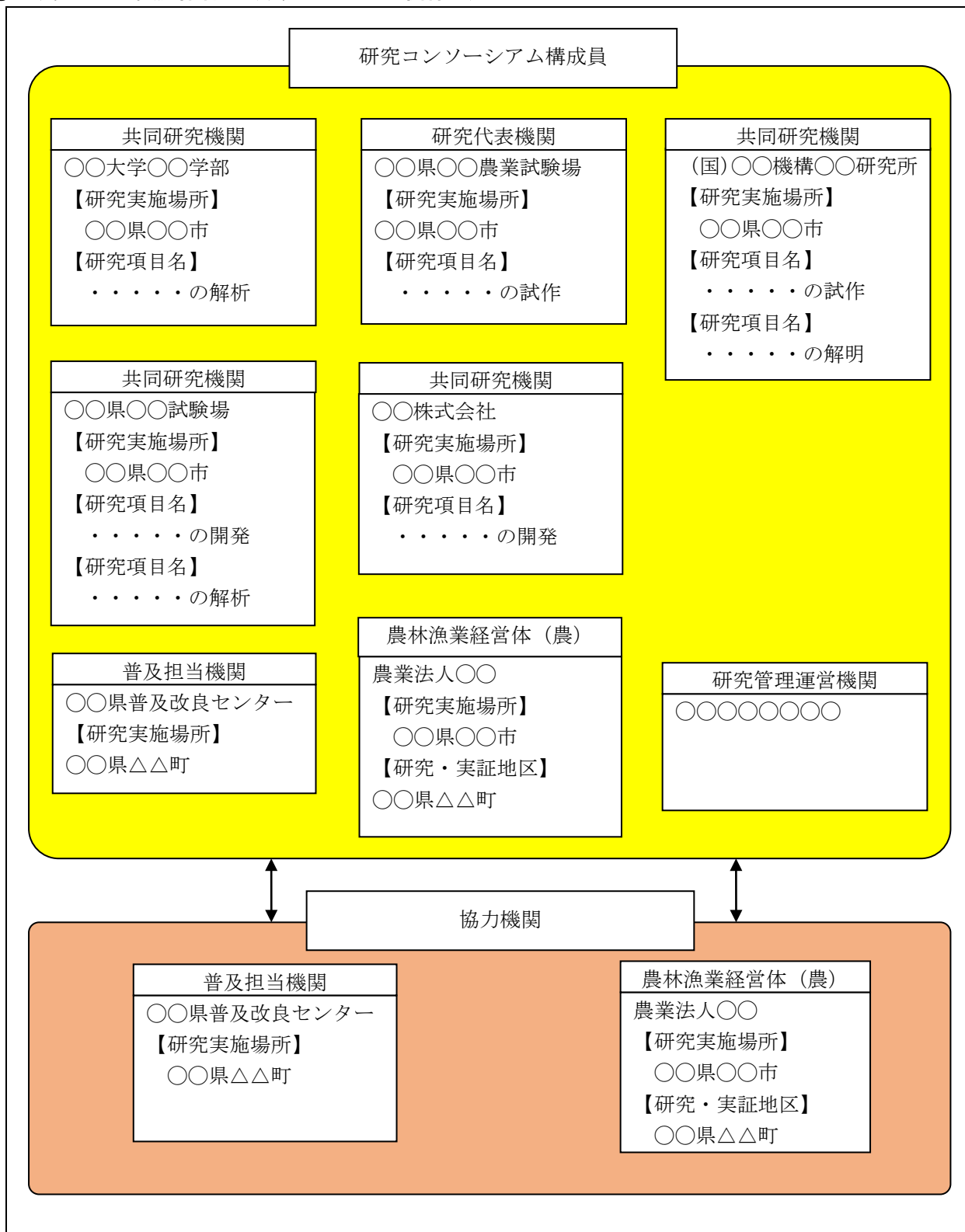
※ 4 協力機関の場合は、協力機関であることが分かるように、機関名の右横に括弧書きで（協）と記載してください。（記載例：○○○研究所（協））

なお、協力機関の場合は、研究費総額はゼロ円で記載してください。

② 研究グループによるコンソーシアムの設立見込み（設立方式及び設立可能時期）

研究グループによるコンソーシアムの設立方法や設立可能時期について記載してください。

③ 研究計画の実施体制図（研究グループの関係図）



- (注1) 参画機関ごとに、研究実施場所（所在地を記載）、研究・実証地区（記載例：○○県○○市）及び研究計画における研究項目を記載してください。
- (注2) 農林漁業経営体は、名称の後に「（農）」もしくは「（林）」もしくは「（漁）」と記載してください。
- (注3) 「普及担当機関」・「研究管理運営機関」については、そのことが分かるように記載してください。
- (注4) 協力機関が分かるように記載してください。

様式 2-1 【研究計画の内容】

研究計画名			
研究グループ名 及び研究代表機関名		研究 代表者名	
研究実施期間	平成〇〇年〇〇月～〇〇年〇月（〇年間）		
研究・実証地区 ※	〇〇県■■■市（△△地区）		

※ 市町村及び地区名まで記載してください。

1. 研究開発の目的と解決すべき技術的課題

「今後目指す方向性」、「確立すべき技術体系」及び「目標とする指標」を実現するための生産・流通・加工等に関する技術体系の確立という観点から、研究に取り組む背景と目的を記載してください。

その目的を達成するために解決すべき技術的課題とそれを解決する手法について、分かりやすく記載してください。

2. 研究計画の具体的内容

(1) 研究開発等の方法等

提案する研究開発等の方法又は方式について、具体的に記載してください。

(2) 農林漁業経営体の概要

研究グループに参画する農林漁業経営体、実証研究に協力を依頼する全ての生産者の概要を以下の記載例に従って記載してください。研究成果の普及の観点から、実証研究の現地見学会等を行うために、実証研究の予定地の所在やアクセスを併せて記載してください。

また、複数の研究・実証地区を設ける場合は、その必要性について具体的に理由を明示してください。

（記載例） ※水産の場合は、3. ①②④は不要です。

1. 法人名等：法人の場合は法人名、個人の場合は個人名
2. 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号
アクセス：〇〇線〇〇駅から車で〇分
3. 経営概要
 - ① 経営面積：〇〇 h a
 - ② うち、実証予定面積：〇〇 a
 - ③ 主な生産品目：水稻、麦、キャベツ、スギ、ヒノキ、ブリ、ホタテなど
 - ④ 主な雇用体制：家族経営〇名＋期間雇用〇名など

(3) 各年毎の研究計画・目標等

① 研究計画の構成及び年次計画

(1) で記載した研究計画における、各年度の実施計画と目標について、分かりやすく記載してください。併せて、研究グループの参画機関ごとの研究内容、普及担当機関の研究・活動内容を記載してください。

また、研究計画の個々の研究項目をどのような手順で行い、各年度にどの程度の研究費総額が必要となるかを、以下の一覧表にまとめてください。

研究項目	平成 28・29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1. ○○における△△の確立 (1) の解析	(1) の解析 (○○大学○学部)		
(2) の開発		(2) の開発 (○○県○○試験場)	
(3) の試作	(3) の試作 ((国) ○○機構○○研究所)		
2. ○○における△△の開発 (1) の解明	(1) の解明 (○○大学○学部)		
(2) の開発	(2) の開発 (○○株式会社)		
(3) の解析	(3) の解析 ((国) ○○機構○○研究センター)		
3. ○○マニュアルの作成			○○マニュアルの作成 (○○県○○研究センター)
4. 普及支援業務	生産現場における実証試験 (○○県普及改良センター)		
研究費総額 (千円)	○○,○○○	○○,○○○	○○,○○○

注) 1. 消費税は内税で計上してください。

2. 提案者が研究計画を遂行するために必要な研究費総額を計上してください。

3. 協力機関の場合は、協力機関であることがわかるように、機関名の右横に括弧書きで(協)と記載してください。また、活動内容についても記載してください。

② 研究項目ごとの研究目標・研究方法及び研究費総額の妥当性

研究計画の研究項目ごとに、研究目標、その目標を達成するための手法、研究費総額の妥当性を年度ごとに分かりやすく記載してください。

研究目標については、「△△△△が可能なこと。」、「○○○○式であること。」、「△△△△については○○以上であること。」、「○○個以上について△△する。」その他、可能な限り具体的かつ定量的な表現により記載してください。

上記の研究開発の目標(達成目標)については、その設定理由や設定が妥当である理由(具体的データ等)を記載してください。

(記載例)

1. ○○における△△の確立

- (1) の解析 (3年間の研究費総額: ○, ○○○千円)
 【1年目】 (1年目研究費総額: ○, ○○○千円)
 (研究目標、研究方法、研究費総額の妥当性を記載)
 【2年目】 (2年目研究費総額: ○, ○○○千円)

3. 提案技術の技術的優位性

提案技術の技術的優位性について、従来から一般的に行われてきた方法（従来技術等）や他の同様の技術と比較するなどして、分かりやすく記載してください。

4. 地域戦略との整合性

開発する技術体系が、地域戦略を実現する上でどのように貢献するのか、要素技術の適切な組み合わせとなっているのか等について具体的に記載してください。

5. 研究計画の実現可能性について

(1) 当該提案に有用な研究開発実績

研究計画に沿って、提案する方法又は方式に関する国内外の状況、その中での応募者の本研究開発又は本研究開発の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置付け等を、研究発表等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを、携わる全ての研究機関について記載してください。

なお、関連の特許や論文等の一覧は別紙で記載していただいても結構です。

(2) 当該提案に使用する予定の設備等の保有状況

本委託事業を進めるに当たって使用する予定の主な設備等の保有状況とその用途を記載してください。

(3) 農林水産省等の補助事業との連携

農林水産省等の補助事業「産地パワーアップ事業」、「次世代施設園芸地域展開促進事業」、「新しい野菜産地づくり支援事業」、「果樹・茶支援関連対策」、「産地活性化総合対策事業」等と連携し、効率的な実施体制を有する場合は、以下の記載例に従って事業名等を記載してください。

補助事業は、現在実施中及び今後実施予定のものを対象とします。

(記載例)

事業名	事業実施年度	効率的な実施体制について
○○事業 (実施予定)	平成○○～○○年度	○○事業で整備した園芸用施設において、今回の革新的技術開発・緊急展開事業で新たな技術体系の実証研究を実施

※1 行を適宜追加してください。

※2 事業名欄には括弧書きで実施中又は実施予定と記載してください。

(4) 研究期間終了後の継続的な研究体制について

研究期間終了後においても、本事業で創出した研究成果の検証や改良を行うなど、継続的な研究等を行うために、どのような体制を整備しているかを具体的に記載してください。

6. 研究開発の実績等

(1) 既存の実証研究等との整理

「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」、「農林水産業の革新的技術緊急展開事業」、「平成26年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）」、「革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）」等実証研究・実証事業等（他省庁の事業等を含む。）の成果を活用した研究計画の場合、事業名及び当該事業で実施した実証研究等の研究

内容、研究成果に係る評価・分析を記載してください。また、その評価・分析を踏まえ、本研究計画に取り組む意義や必要性を記載してください。

(記載例)

事業名：

研究内容、研究成果に係る評価・分析：

本研究計画に取り組む意義・必要性：

(2) 現に実施又は応募している公的資金による研究開発

(1) 以外で、現に実施あるいは応募している公的資金で今回提案する研究計画と関連する研究開発がある場合には、今回応募する研究代表者のほか、研究代表機関及び共同研究機関の研究員ごとに、制度名、研究計画名、実施期間及び予算額、その研究内容・成果を簡潔に記載するとともに、本委託事業の研究計画と明確に区別できることを記載してください。

(記載例)

研究代表機関：○○○

・研究代表者名：○○○

○○費(○○省)、「・・・に関する技術開発」(2012～2016、研究費：○,○○○千円)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(研究成果・内容、本研究計画との違い)

○○助成費(○○省)、「・・・に関する研究」(申請中)(2016～2019、研究費：○,○○○千円)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。(研究内容、成果、本研究計画との違い)

・研究員名：○○○

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

共同研究機関：○○○

・研究実施責任者名：○○○

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

・研究員名：○○○

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

(3) 現に実施し、又はこれから実施する予定の自己資金により並行して実施する研究開発

本実証研究を受託した後に、当該研究から得られた研究成果を実用化するために必要な実証研究、最適化研究、製品開発などの研究開発を並行して実施する際は、その研究概要、目標(性能等)を明らかにしてください。

また、受託を希望している研究と類似する自社研究(自己資金による研究)とで研究内容や経理上、明確に区別できることを記載してください。

(4) 研究グループとしてのこれまでの活動状況

研究計画を応募するに当たって、研究グループ(完全に同じ研究実施体制でなくても結構です。)としてのこれまでの活動状況(産学官連携に関する研究会、検討会への参画、他機関との共同研究実績等)について、簡潔に記載してください。

7. 契約書に関する合意

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターから提示された委託契約書に記載された条件に基づいて契約することに異存がない場合は、以下の文章を記載してください。

「○○ ○○(研究代表機関の契約権限のある者の氏名)」は、試験研究計画「○○○○○の実証研究」の契約に際し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター

より提示された委託契約書に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で、提案書を提出します。

8. 各研究機関等の研究費総額の詳細見込額

研究グループ名： _____

(1) 各年別研究費総額内訳（単位：千円）

委託経費の内訳	研究費総額（千円）			備 考
	H28・29年度	H30年度	H31年度	
① 直接経費				ア～オの計
ア. 人件費				
イ. 謝金				
ウ. 旅費				注3を参照してください
エ. 試験研究費				
（エ. うち機械・備品費）	（ ）	（ ）	（ ）	(2)機械・備品費の内訳を記載
（エ. うち雑役務費）	（ ）	（ ）	（ ）	(3)雑役務費の内訳を記載
（エ. うち試作品等に係る経費の内訳）	（ ）	（ ）	（ ）	(4)試作品等に係る経費の内訳を記載
オ. その他必要に応じて計上可能な経費				
② 一般管理費				注4を参照してください
③ 消費税等相当額				注5を参照してください
合 計（①+②+③）				注6を参照してください

(2) 機械・備品費の内訳（単位：千円） 注：（4）の試作品等を除く

機械・備品名 (メーカー名・規格等を併記)	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	設置部署
	積算の詳細				
(H28・29年度) 記載例：植物簡易栄養 診断装置 (F社 0-000)	1	150	150	〇〇〇の実証に関して〇〇点 の資料を解析するために専用 で利用する。	〇〇研究所 〇〇実験室
	診断装置 100 千円、設置費用 50 千円（設置費用はG社に支出）				
(H28・29年度)					
(H30年度)					

(H31 年度)					

- ※1 (1) 各年別研究費総額内訳の「エ. 試験研究費(エ. うち機械・備品費)」欄に計上した機械・備品費の内訳を記載してください。併せて、機械・備品の部品代等の金額の根拠となる積算の詳細を記載してください。
- ※2 本事業の試験研究計画で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るものうち、取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、リース等で経費を抑えられる場合は、経済性の観点から可能な限りリース等で対応してください。本来ならば、機械・備品のリース物品は借料・損料で計上しますが、ここでは(2)機械・備品費の内訳としてリース物品等と分かるように記載してください。複数取得する場合は、購入数量(単位)が複数必要な理由も記載してください。
- ※3 機械・備品費は、原則、H28・29年度に計上してください。また、計上していない機械・備品の購入は、原則、認められません。
- ※4 汎用性の高い備品(パソコン、フリーザー等)は、原則、計上できません。
- ※5 必要性が認められない場合、申請額を削減する可能性があります。

(3) 雑役務費(1件当たり100万円以上)の内訳(単位:千円)注:(4)の試作品等を除く

件名	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	備考
	積算の詳細				
(H28・29年度)					
(H30年度)					
(H31年度)					

- ※1 1件当たり100万円以上の雑役務(機器装置のメンテナンス・データ分析等)を計画している場合に記載してください。
- ※2 単価等の金額の根拠となる積算の詳細を記載してください。
- ※3 数量(単位)が複数ある場合は、複数必要な理由も記載してください。
- ※4 必要な場合は適宜行を挿入し、必要事項を記載してください。
- ※5 必要性が認められない場合、申請額は削減されます。

(4) 試作品等に係る経費の内訳(単位:千円)

試作品等名 (仕様等を併記)	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	設置部署等
	積算の詳細				
(H28・29年度)					
(H30年度)					

(H31 年度)					

- ※1 試作品等に係る経費（資材費、加工費等）を記載してください。
- ※2 単価等の金額の根拠となる積算の詳細を記載してください。
- ※3 数量(単位)が複数ある場合は、複数必要な理由も記載してください。
- ※4 また、それに係る経費の内訳を公募要領10の(1)「委託経費の対象となる経費」に従って記載した資料を別途提出するとともに、経費の積算に係る資料も提出してください。
- ※5 試作品等に係る経費の内訳は、提案書の3「研究計画の概要」の「研究費総額」の「施設や機械の試作費等」と一致させてください。
- ※6 必要性が認められない場合、申請額を削減する可能性があります。

(5) 人件費の概要

(6) 謝金の概要

(7) 旅費の概要

(注1) 委託経費の内訳は、公募要領10の(1)「委託経費の対象となる経費」に従って記載してください。

(注2) 各経費は、消費税(8%)込みで記載してください。

(注3) 外国での研究等を予定している場合は、備考欄に外国旅費の見積額を記載してください(記載例 1年目外国旅費〇〇〇千円)。また、どのような研究をどこの国で行う必要があるのか、提案書様式2-1の2(3)の「②研究項目ごとの研究目標・研究方法及び研究費総額の妥当性」に具体的に記載してください。

なお、研究計画の検討や評価を行うための会議を東京都内で開催しますので、研究代表者は年3回程度会議に出席していただきます。このため、必要に応じて、旅費等を算定してください。

(注4) 一般管理費は(1)の①の工の試験研究費の15%以内を原則としつつ、研究代表者の申請に応じ、最大30%までの一般管理費の加算を認めます(その分の直接経費が減額されます。)。ただし、加算された一般管理費の配分先は、研究者又は研究者が所属する研究室等に限定とします。

(注5) 消費税等相当額は、消費税課税事業者のみ消費税相当額を計上し、直接経費のうち非課税取引・不課税取引・免税取引に係る8%に相当する額を計上してください。具体的には、「ア. 人件費及びイ. 謝金」の8%に相当する額を計上してください(人件費のうち派遣業者からの派遣研究員に係る経費は課税対象経費のため対象外)。また、「ア. 人件費及びイ. 謝金」以外に非課税・不課税・免税取引を予定する場合は、把握できる範囲で計上してください。

地方公共団体・免税事業者の非課税団体等については計上できません(研究費総額に「-」を記載する)。

(注6) 研究費(①+②+③)欄は、提案書の3「研究計画の概要」の「研究費総額」の「研究費(試作費

等を除く)」と一致させること。

各構成員名： _____ (注6を参照してください)

(1) 各年別研究費総額内訳 (単位：千円)

委託経費の内訳	研究費総額 (千円)			備 考
	H28・29年度	H30年度	H31年度	
① 直接経費				ア～オの計
ア. 人件費				
イ. 謝金				
ウ. 旅費				注3を参照してください
エ. 試験研究費				
(エ. うち機械・備品費)	()	()	()	(2)機械・備品費に内訳を記載
(エ. うち雑役務費)	()	()	()	(3)雑役務費の内訳を記載
(エ. うち試作品等に係る経費の内訳)	()	()	()	(4)試作品等に係る経費の内訳を記載
オ. その他必要に応じて計上可能な経費				
② 一般管理費				注4を参照してください
③ 消費税等相当額				注5を参照してください
合 計 (①+②+③)				注6を参照してください

(2) 機械・備品費の内訳 (単位：千円) 注：(4)の試作品等を除く

機械・備品名 (メーカー名・規格等を併記)	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	設置部署
		積算の詳細			
(H28・29年度)					
(H28・29年度)					
(H30年度)					

(H31 年度)					

※1 (1) 各年度別研究費総額内訳の「エ. 試験研究費(エ. うち機械・備品費)」欄に計上した機械・備品費の内訳を記載してください。併せて、機械・備品の部品代等の金額の根拠となる積算の詳細を記載してください。

※2 本事業の試験研究計画で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るものうち、取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、リース等で経費を抑えられる場合は、経済性の観点から可能な限りリース等で対応してください。本来ならば、機械・備品のリース物品は借料・損料で計上しますが、ここでは(2)機械・備品費の内訳としてリース物品等と分かるように記載してください。複数取得する場合は、購入数量(単位)が複数必要な理由も記載してください。

※3 機械・備品費は、原則、H28・29年度に計上してください。また、計上していない機械・備品の購入は、原則、認められません。

※4 汎用性の高い備品(パソコン、フリーザー等)は、原則、計上できません。

※5 必要性が認められない場合、申請額を削減する可能性があります。

(3) 雑役務費(1件当たり100万円以上)の内訳(単位:千円)注:(4)の試作品等を除く

件名	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	備考
	積算の詳細				
(H28・29年度)					
(H30年度)					
(H31年度)					

※1 1件当たり100万円以上の雑役務(機器装置のメンテナンス・データ分析等)を計画している場合に記載してください。

※2 単価等の金額の根拠となる積算の詳細を記載してください。

※3 数量(単位)が複数ある場合は、複数必要な理由も記載してください。

※4 必要な場合は適宜行を挿入し、必要事項を記載してください。

※5 必要性が認められない場合、申請額を削減する可能性があります。

(4) 試作品等に係る経費の内訳(単位:千円)

試作品等名 (仕様等を併記)	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	設置部署
	積算の詳細				
(H28・29年度)					
(H30年度)					
(H31年度)					

--	--

- ※1 試作品等に係る経費（資材費、加工費等）を記載してください。
- ※2 単価等の金額の根拠となる積算の詳細を記載してください。
- ※3 数量(単位)が複数ある場合は、複数必要な理由も記載してください。
- ※4 また、それに係る経費の内訳を公募要領10の(1)「委託経費の対象となる経費」に従って記載した資料を別途提出するとともに、経費の積算に係る資料も提出してください。
- ※5 試作品等に係る経費の内訳は、提案書の3「研究計画の概要」の「研究費総額」の「施設や機械の試作費等」と一致させること。
- ※6 必要性が認められない場合、申請額は削減されます。

(5) 人件費の概要

--

(6) 謝金の概要

--

(7) 旅費の概要

--

(注1) 委託経費の内訳は、公募要領10の(1)「委託経費の対象となる経費」に従って記載してください。

(注2) 各経費は、消費税(8%)込みで記載してください。

(注3) 外国での研究等を予定している場合は、備考欄に外国旅費の見積額を記載してください(記載例 1年目外国旅費〇〇〇千円)。また、どのような研究をどこの国で行う必要があるのか、提案書様式2-1の2の(3)の「②研究項目ごとの研究目標・研究方法及び研究費総額の妥当性」に具体的に記載してください。

なお、研究計画の検討や評価を行うための会議を東京都内で開催しますので、研究代表者は年3回程度会議に出席していただきます。このため、必要に応じて、旅費等を算定してください。

(注4) 一般管理費は(1)の①の工の試験研究費の15%以内を原則としつつ、研究代表者の申請に応じ、最大30%までの一般管理費の加算を認めます(その分の直接経費が減額されます。)。ただし、加算された一般管理費の配分先は、研究者又は研究者が所属する研究室等に限定とします。

(注5) 消費税等相当額は、消費税課税事業者のみ消費税相当額を計上し、直接経費のうち非課税取引・不課税取引・免税取引に係る8%に相当する額を計上してください。具体的には、「ア. 人件費及びイ. 謝金」の8%に相当する額を計上してください(人件費のうち派遣業者からの派遣研究員に係る経費は課税対象経費のため対象外)。また、「ア. 人件費及びイ. 謝金」以外に非課税・不課税・免税取引を予定する場合は、把握できる範囲で計上してください。

なお、地方公共団体・免税事業者の非課税団体等については計上できません(研究費総額に「-」を記載する)。

(注6) 研究を実施する研究管理運営機関が構成員の場合は、「各構成員名:」を「各構成員名(研究管理運営機関):」と修正の上、記載してください。

9. 研究コンソーシアム構成員である農林漁業経営体の同意

研究コンソーシアムの構成員として参画している農林漁業経営体が、当地域戦略・研究計画の内容を確認し、提案に同意している場合は、以下の様式に○を記入してください。

当地域戦略・研究計画は、研究コンソーシアムの構成員として参画している農林漁業経営体に内容を確認していただき、同意を得ています。	
---	--

10. 地域戦略プロジェクトの採択課題からの発展的応募

革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）第1回公募実証研究型において採択された試験研究が発展的に当プロジェクトに応募する場合には、以下の様式に記載してください。

(1) 地域戦略プロジェクトにおける研究計画名

--

※該当する研究計画が複数ある場合は、全て記載してください。

(2) 地域戦略プロジェクトにおける研究体制

<p>研究グループ 参画機関</p> <p>※1：農林漁業経営体は、名称の後に「(農)」もしくは「(林)」もしくは「(漁)」と記載してください。</p> <p>※2：協力機関の場合は、協力機関であることが分かるように、機関名の右横に括弧書きで(協)と記載してください。(記載例：○○研究所(協))</p>	<p>例：○○県○○農業試験場(代表機関) (国)○○機構○○研究所 □□種苗株式会社 ▽▽農機株式会社 国立大学法人●●大学 JA○○ 農業生産法人□□(農) ○○県農政部◇◇課(協) ○○県△△地域普及センター 農業生産法人△△(農)(協)</p>
---	--

※複数ある場合は、行を増やして記載してください。

(3) 地域戦略プロジェクトの研究計画に含まれていた技術課題

--

※研究計画ごとに、研究項目名と簡単な概要を全て記載してください。

(4) 地域戦略プロジェクトの研究計画から追加もしくは削除された技術課題

【追加】

--

※研究項目名と簡単な概要を全て記載してください。

【削除】

--

※研究項目名を全て記載してください。

1 1. 研究ネットワークから立ち上げられた研究グループによる応募

「研究ネットワーク形成事業」で採択されているかどうかに関わらず、研究ネットワークから立ち上げられた研究グループによる応募の場合は、以下の様式に記載してください。

(1) 研究ネットワークの名称、対象及び主な目標

【名称】 (例) ○○地方水田作ネットワーク
【対象】 (例) 水田作
【主な目標】 (例) 水田作を主な対象としている農業経営体の所得2割増

(2) 研究ネットワークの中核となる拠点機関の概要

機関名	(例) ○○大学		
事務局	(例) ○○大学農学部		
事務局代表者 (役職・氏名)	(例) ○○大学農学部○ ○学科教授 ×× (●● 研究室)	経理担当者 (役職・氏名)	(例) ○○大学農学部 経理課長□□
代表者のこれまでの研究 活動及びマネジメント実績	(例) △△年○○大学農学部教授就任。 ○○年農林水産省・・・事業「・・・課題」において▲▲県内の□□大学、△△ 研究所との共同研究を指導・管理。 △△年□□省・・・事業「・・・課題」において、■●県○○農業試験場、◎◎ 県立農業大学との共同研究を指導・管理。 ○○年■●県・・・事業「・・・課題」において、■●県○○農業試験場、▽▽ 研究所との共同研究を指導・管理。 □□年■●県農業IT化指導アドバイザー(非常勤)に任命。		
住所	(例) 〒 ○○県△△市・・・		
連絡先	(例) 電話番号：・・・ E-mail：・・・@・・・		

(3) 申請時の構成機関及び実績等

構成員名称 (代表者所属・役職・氏名)	住所	構成員が得意とする技術開発分野 (担当研究者所属・氏名)
(例) ○○大学 (農学部○○学科●●研究室教授 ××)		(例) データ分析による遠隔地からの ほ場状況判断 (●●研究室××) 画像分析による生育・病害状態把握 (△△研究室××) 遠隔地からの通信情報の伝送(□□ 研究室◆◆)
(例) ■●県農業試験場 (××部□□研究室△△研究員)		(例) ICT・AI 技術のほ場配置・実 証試験 (△△研究員)
(例) ××会社 (・・・課主任担当者△△)		(例) ICT・AI 機器の開発 (△△)
(例) ○○農園 (農)		(例) 農業現場視点からのアドバイ ス 実証研究の実施

※農林漁業経営体については、名称の後に「(農)」もしくは「(林)」もしくは「(漁)」と記載してください。

(4) 研究ネットワークの活動予定内容

(注) 研究ネットワークで取り組む予定の主な活動内容を記載してください。なお、それに向けた研究ネットワーク内での話し合いや先進的な取組を行っている地域での意見交換などを行う場合は、その具体的な予定も記載してください。

(1) ネットワーク参画機関の持つ技術情報の収集・整理及び技術開発体制の整備

(例) 研究ネットワーク形成計画策定の段階で、予め構成機関のこれまでの研究実績及び専門内容等の技術情報を把握しており、ネットワークとしての得意／不得意分野を分析し、その情報を研究・社会実装拠点において整理する。整理した情報は①に示す会議において共有するとともに、推進事業の支援も受けつつ、不得意分野が補えるように新たな構成機関の参画を募るとともに、各ネットワーク構成機関がネットワーク内の資源を活用できる状態にする。

その上で、研究・社会実装拠点となる予定の〇〇大学農学部の中××教授の指導・監督の下、××会社の△△が中心となり、□□研究所、●●大学などが参画した AI・ICT を用いた機器開発を行う開発グループと、■■県農業試験場の△△研究員が中心となり、▲▲研究機関、□□法人などが参画した現場農業者のニーズ把握や開発機器のほ場での実証を行う実証グループを設置し、効率的かつ効果的に技術開発を行う体制づくりを行う。

(2) 開発された技術の指導・実装支援体制の整備

(例) 地域の農林漁業者への開発技術の指導・実装を支援するため、〇〇大学農学部にあるネットワーク事務局内に農林漁業者からの相談窓口を設置するとともに、農学部の敷地内において、開発した・・・技術の公開実証を行うための実証展示ほ場や□□分析機器を設置し、農林漁業者から・・・に関する技術指導及び開発要請があった場合は、迅速かつ確かな対応が可能な体制を構築する。

(5) 拠点機関の機能に係る実績等

(注) 拠点機関となる機関がこれまで行ってきた、共同研究の代表者としての指導・管理の実績や、農林漁業者への技術供与等に関する実績を記載してください。

(例) 本研究ネットワークの研究・社会実装拠点となる予定である〇〇大学農学部は、水田作の ICT 化に関して、農林水産省〇年度「・・・事業」における「水田作における ICT を用いた作業省力化体系の地域展開」において■県農業試験場や△△会社、地域の農業者との研究コンソーシアムの代表として、研究全体の執行管理や取りまとめを通じて、・・・作における ICT を用いた作業省力化を先導してきた。また、〇〇年より、地域の農業者からの ICT 機器に関する技術相談窓口を設置し、これまで●●件の技術相談に応じているなど、地域への技術実装の拠点としての役割を果たしている。

また、〇〇年より、〇〇大学農学部では■■県に対する技術指導を行ってきており、■■県の・・・作の ICT 化の取組に関する技術的なベースには〇〇大学で開発した△△の技術が応用されているなど、〇〇大学は・・・作の ICT 化の技術供与元としての役割を果たしているところである。

(6) 拠点機関の承認

研究ネットワークの拠点機関が責任を持って、当地域戦略・研究計画の提案を承認できる場合（拠点機関が当地域戦略・研究計画を提案する場合を含む。）は、以下の様式に○を記入してください。

当該研究ネットワークの拠点機関は、当地域戦略・研究計画の提案について承認しています。	
--	--

12. 「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会との連携

(1) 研究開発プラットフォーム名と届出完了日

【プラットフォーム名】

【届出完了日】

(2) プロデューサー人材の氏名と所属

【氏名】

【所属】

(3) 研究開発プラットフォームの目的

--

(4) 研究開発プラットフォームの構成員

<ul style="list-style-type: none">・・・・・

※個人会員は氏名と所属を記載の上、【個人会員】と記載してください。

(5) プロデューサーの承認

研究開発プラットフォームのプロデューサーが責任を持って、当地域戦略・研究計画の提案を承認できる場合は、以下の様式に○を記入してください。

当該研究開発プラットフォームのプロデューサーは、当地域 戦略・研究計画の提案について承認しています。	
---	--

13. 参画機関及び研究者情報

(1) 参画機関の概要

参画機関（研究代表機関も含む）の研究代表者名、住所等（実際に研究を実施する支所、学部等ごとに作成）

研究代表機関	機関名				
	所在地住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇			
	研究代表者	ふりがな氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-*-*-(内線)	FAX	**-*-*-*
		e-mail		エフォート	(%)
	研究実施責任者	ふりがな氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-*-*-(内線)	FAX	**-*-*-*
		e-mail		エフォート	(%)
	経理統括責任者	ふりがな氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-*-*-(内線)	FAX	**-*-*-*
		e-mail			
	経理責任者	ふりがな氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-*-*-(内線)	FAX	**-*-*-*
		e-mail			
	業務概要				
	財務状況	年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
当期純利益(千円)					
資本金(千円)					
純資産(千円)					

共同研究機関	機関名				
	所在地住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇			
	研究実施責任者	ふりがな氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-*-*-(内線)	FAX	**-*-*-*
		e-mail		エフォート	(%)
	経理責任者	ふりがな氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-*-*-(内線)	FAX	**-*-*-*
		e-mail			

	業務概要				
	財務状況	年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
		当期純利益(千円)			
		資本金(千円)			
	純資産(千円)				

農 林 漁 業 經 營 体	機関名				
	所在地住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇			
	代表者	ふりがな 氏名		役職名	
	実施責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属			
		TEL	**-* ****-****(内線)	FAX	**-* ****-****
		e-mail			
	経理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属			
		TEL	**-* ****-****(内線)	FAX	**-* ****-****
		e-mail			
	業務概要				
	財務状況	年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
当期純利益(千円)					
資本金(千円)					
純資産(千円)					

普 及 担 当 機 関	機関名				
	所在地住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇			
	代表者	ふりがな 氏名		役職名	
	実施責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-* ****-****(内線)	FAX	**-* ****-****
		e-mail			
	経理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課		
		TEL	**-* ****-****(内線)	FAX	**-* ****-****
		e-mail			
	業務概要				
	財務状況	年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
当期純利益(千円)					
資本金(千円)					

		純資産(千円)		
--	--	---------	--	--

研究 管理 運営 機関	機関名					
	所在地住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇				
	実施責任者	ふりがな 氏名			役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課			
		TEL	**-* ****-****(内線)	FAX	**-* ****-****	
		e-mail			エフォート	(%)
	経理責任者	ふりがな 氏名			役職名	
		所属	〇〇〇部〇〇〇課			
		TEL	**-* ****-****(内線)	FAX	**-* ****-****	
		e-mail				
	業務概要					
	財務状況	年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
当期純利益(千円)						
資本金(千円)						
純資産(千円)						

- (注1) 研究代表機関及び共同研究機関について研究実施責任者を、また、農林漁業経営体、普及担当機関及び研究管理運営機関については実施責任者を記載してください。
- (注2) 研究代表者と経理統括責任者、研究実施責任者と経理責任者（なお、農林漁業経営体、普及担当機関及び研究管理運営機関については実施責任者と経理責任者）、経理統括責任者と研究実施責任者は、それぞれ別の者である必要があります。
- (注3) 電話番号、FAX番号、e-mailアドレスは半角文字で記載してください。
- (注4) 共同研究機関、普及担当機関等が複数ある場合は、様式を追加してください。
- (注5) 財務状況は、直近3年度の財務諸表から該当する金額を記入してください。
- (注6) 地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人、個人の農林漁業者、国立研究開発法人等に係る財務状況の記入は不要です。
- (注7) 協力機関など、研究費の配分を行わない場合には、経理責任者及び財務状況の記入は不要です。
- (注8) 研究管理運営機関の項目は、該当する場合のみ記載してください。
- (注9) 協力機関の場合は、協力機関であることが分かるように、機関名の右横に括弧書きで（協）と記載してください。（記載例：〇〇〇研究所（協））

(2) 研究者情報

①研究代表者の経歴等（研究代表者のみ記載）

研究代表者名	
最終学歴	
学位	
主な職歴と 研究内容	

②主な研究論文、著書及び特許の取得（研究代表者・研究実施責任者等について記載）

氏名	学位	所属・役職	主な研究論文・著書・特許（近年の重要なものを5件以内）

(研究計画と関連があるものについては◎をつけること)

(注) 著者(共著者)に本人及び本研究計画に参画する他の研究実施責任者等が含まれる場合は名前にアンダーラインを付すこと。

様式 2-2 (参画機関の特許権等への取組状況) 原則 A 4 用紙 1 枚以内・必須

研究計画名			
研究代表機関名		研究代表者名	
研究管理 運営機関名		研究管理運営機 関の責任者名	

(1) 当該研究計画についての、成果の活用に係る方針、指針等の有無

(2) 各参画機関における職務発明規程の他、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等の有無

(3) 研究グループにおける特許権等管理指針、ポリシー、規程等の有無

(4) 各参画機関における特許権等の担当部署や担当者、特許権等に関する問合せ窓口の配置(設置)の有無

様式 2-3 (法令・指針等に関する対応について) A4用紙1枚以内・必須

研究計画名			
研究代表機関名		研究代表者名	
研究管理 運営機関名		研究管理運営機 関の責任者名	

研究内容に照らし、遵守しなければならない法令・指針等（該当するものを「■」としてください。）

農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針

その他（法令・指針等名： _____ ）

該当なし

様式 2-4 (経理事務体制について) A4用紙2枚以内・必須

研究計画名			
研究代表機関名		研究代表者名	
研究管理 運営機関名		研究管理運営機 関の責任者名	

1. 区分経理処理が行える会計の仕組みについて

(1) 現在、区分経理処理が行える会計の仕組みが整備できていますか。

※どちらかに○を付してください。

- ・ 現在整備できている
- ・ 現在整備できていない

(2) その内容

2. 経理執行体制について

(1) 現在の経理体制・職務内容

(2) 内部牽制について

様式 2-5 (研究管理運営機関を活用する理由書) A 4用紙 1枚以内・該当試験研究計画のみ

研究計画名			
研究代表機関名		研究代表者名	
研究管理 運営機関名		研究管理運営機 関の責任者名	

(理 由)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

研究代表機関の財政担当責任者

印

担当者の連絡先	
担当者氏名	
所属部署	
役 職	
電話番号・FAX	
E-mail	

(注) 研究計画が採択された場合、研究代表機関の財政担当責任者の公印を押印（財政担当責任者の公印がない場合には、財政担当責任者又は経理統括責任者の押印でも可）したものを速やかに提出していただきます。

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」
に係る契約等の手続について

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」の契約については、複数機関で構成する研究グループによって共同で設立したコンソーシアムを委託先として、委託契約を締結します。

（図は、別添 1）

- (1) コンソーシアム方式の契約に当たっては、コンソーシアムの代表機関が生研支援センターと契約していただきます（生研支援センターと個々の機関が契約する方式ではありません。）。「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」公募要領 3 の（2）の 1）の「研究グループの要件」を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、代表機関が中心となって、契約単位としてのコンソーシアムを設立していただきます。研究費は、各研究機関等が責任を持って執行していただきます。

【コンソーシアムの設立方式】

- ① 委託事業を実施すること等について規約を策定し、コンソーシアムを構成する研究機関の同意を得る方法（規約方式）
 - ② 委託事業を実施すること等についてコンソーシアムを構成する各研究機関が協定書を交わす方法（協定書方式）
 - ③ 委託事業を実施すること等についてコンソーシアムを構成する各研究機関の間で共同研究契約を締結する方法（共同研究方式）
- ※規約等のひな形は別添のとおりです。

(2) 代表機関の主な業務は次のとおりです。

- ① 生研支援センターとの委託契約の締結
- ② 生研支援センターへ委託事業に係る資金の請求及びその受領
- ③ コンソーシアムの構成員（共同研究機関）への資金交付
- ④ 生研支援センターへの委託契約の変更・中止申請
- ⑤ 委託研究課題に係る研究の企画立案及び進行管理、成果の取りまとめ
- ⑥ コンソーシアムにおける委託事業に係る研究費使用についてのコンプライアンスの確保、研究費の適正な執行管理

- ⑦ 知的財産権の研究成果に関し、構成員に特許権等の取得を促すこと
- ⑧ 生研支援センターへの研究成果報告書、特許権等出願（ただし、コンソーシアム解散後は各権利者が直接実施）及び許諾に係る事前申請書等委託契約書に基づく各種報告書及び事前申請書の提出
- ⑨ 構成員から提出された実績報告書（収支決算等）の内容確認、取りまとめ
- ⑩ 生研支援センターへの実績報告書（収支決算等）の提出
- ⑪ 委託事業の成果の普及・活用状況についてのフォローアップ調査に係る報告

(3) 本事業では、生研支援センターが必要と認めた場合に限り、代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できます。

[研究管理運営機関を設置できる例]

- ・ 研究代表者が地方公共団体に所属し、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性から契約等の手続きを行うことが困難と認められる場合
- ・ 研究代表者が中小企業等に所属し、またはコンソーシアムに多数の中小企業等が参画しており、委託契約の締結が著しく遅延する恐れがあると認められる場合

[研究管理運営機関の要件]

研究管理運営機関は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 国内に設置された機関であり、法人格を有すること（個人は代表機関となることはできません。）。
- ② 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。
 - ア コンソーシアムを設立し、生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制
 - イ 知的財産に係る生研支援センターとの事務管理を行う能力・体制
 - ウ 事業費の執行において、区分経理処理、経理責任者の設置、複数の者による経費執行管理等、適正な経費執行を行う能力・管理体制（研究開始までに体制整備が確実である場合を含む。）
 - エ 研究成果の普及、構成員との連絡調整等、コーディネート業務を円

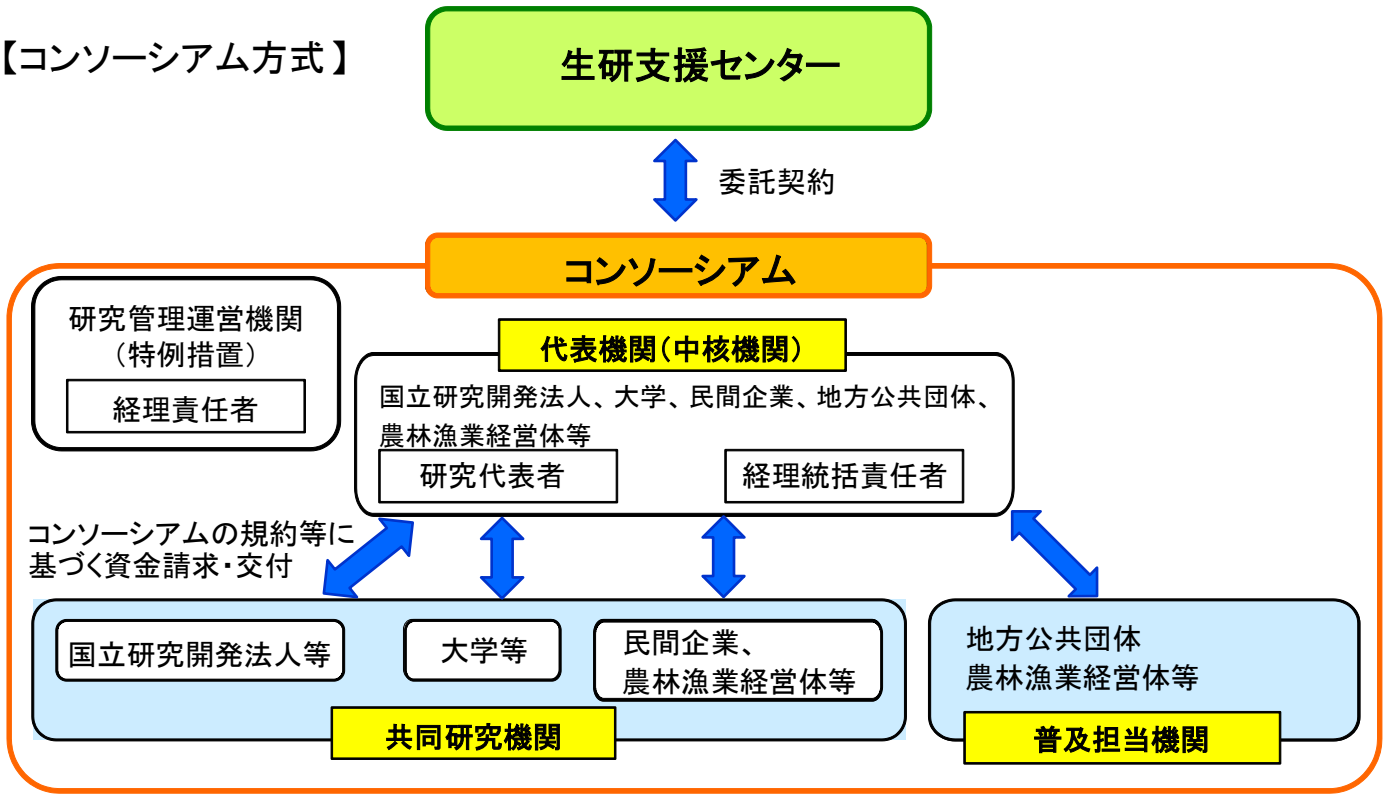
滑に行う能力・体制

- ③ 研究代表者と一体となって研究を推進できる地域に所在すること。
- ④ 公的機関との委託契約の実績を有するなど、委託契約手続をスムーズに行うことができること。なお、研究グループの構成員が多数の場合には、経理処理が煩雑になり、支払手続が遅れる要因となりますので、簡素な研究グループの形成に努めてください。

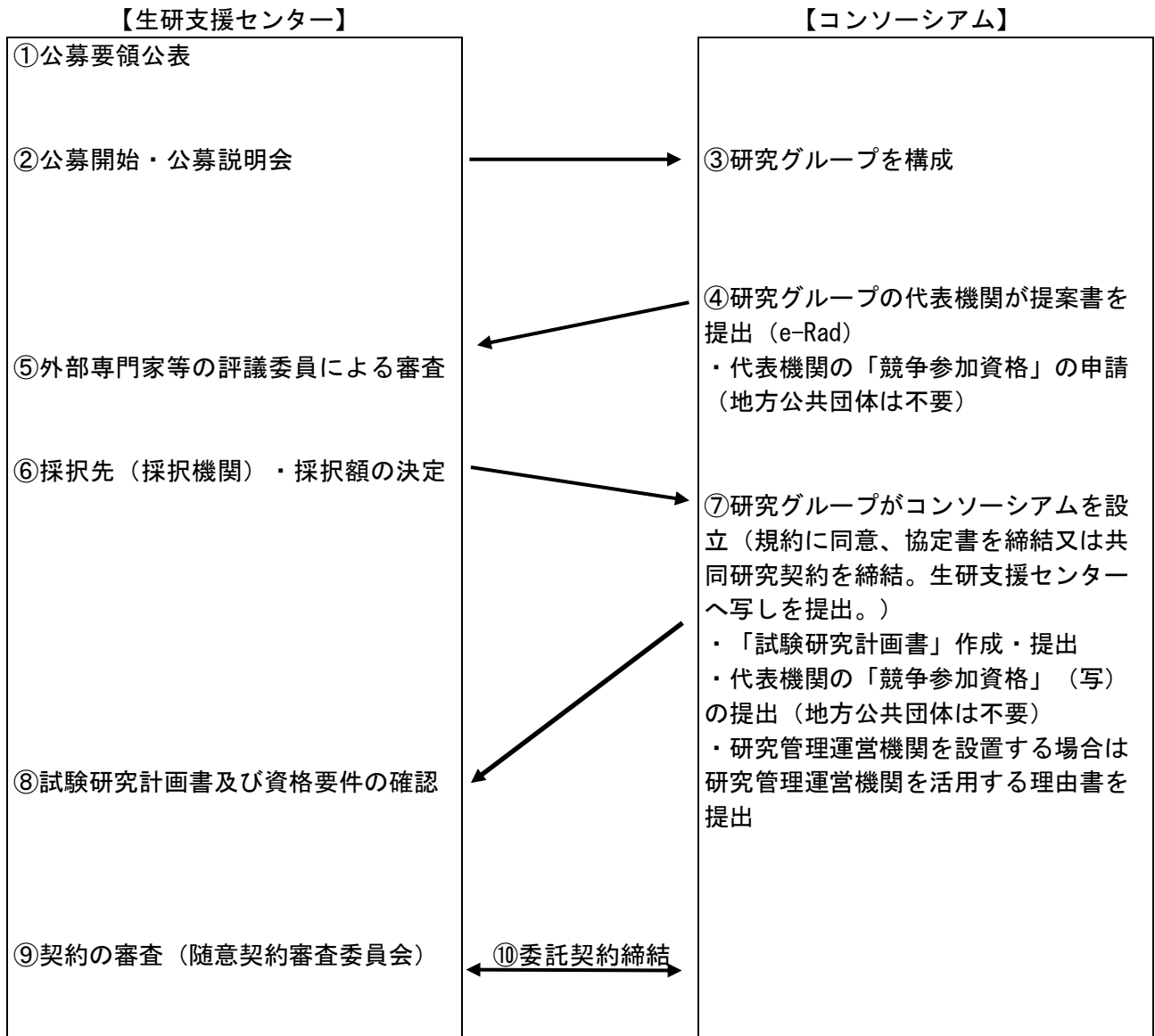
なお、この措置は特例措置であることから、希望する場合は理由を応募書類（別紙6様式2-5）に記載していただくとともに、代表機関の財政担当責任者の承認を必要とします。

- (別添2) 1. 公募から契約締結までの事務の流れ
- (別添3) 2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）
- (別添4) ○○コンソーシアム規約
- (別添5) ○○コンソーシアム事務処理規程
- (別添6) ○○コンソーシアム会計処理規程
- (別添7) ○○コンソーシアム知的財産権取扱規程
- (別添8) 「○○コンソーシアム」参加契約書
- (別添9) 「○○コンソーシアム規約」同意書
- (別添10) ○○共同研究機関協定書ひな形

【コンソーシアム方式】



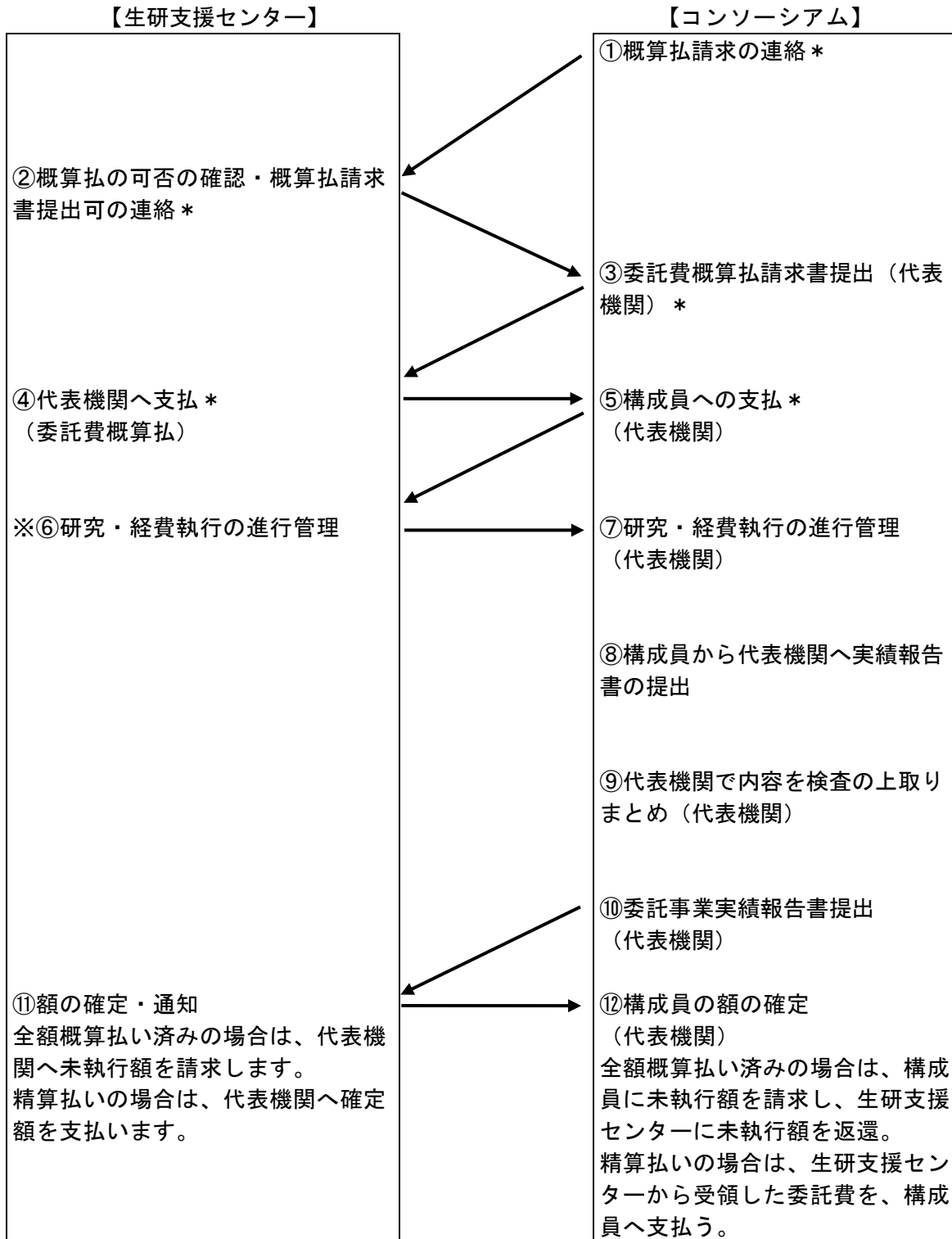
1. 公募から契約締結までの事務の流れ



※1 契約に当たって、生研支援センターの「随意契約審査委員会」で審査を行います。採択の決定後であっても審査に必要な書類の提出を求める場合がありますので、生研支援センターから提出の指示があれば、速やかに提出して下さい。

※2 委託経費の支出の対象となるのは、契約締結日以降に発生した当該実証研究等のための経費です。契約締結日前に発生した経費は、対象となりませんので、ご注意下さい。

2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）



※ 1 生研支援センターは、経費の執行管理を確認するため、研究実施期間中、現地に出向いて経理調査を行うことがあります。

※ 2 * は概算払いの場合のみ行う事務手続きです。

〇〇コンソーシアム規約

平成〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、〇〇コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）という。

(事務所)

第2条 コンソーシアムは、その主たる事務所を構成員である〇〇県〇〇市〇〇区〇〇所在の△△研究所内に置く。

(目的)

第3条 コンソーシアムは、××××の開発に向けた研究を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）（以下「本研究事業」という。）に関する業務を行う。

2 各構成員による本研究事業の分担は、コンソーシアムが国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研支援センター所長」という。）との間で締結した委託契約書別紙の委託試験研究実施計画書の定めるところによる。

第2章 構成員

(構成員)

第5条 コンソーシアムは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 △△研究所
- 二 〇〇大学大学院〇〇研究科
- 三 株式会社〇〇研究所
- 四 〇〇農業協同組合××部

(書類及び帳簿の備付け)

第6条 コンソーシアムは、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 本規約及び第18条各号に掲げる規程
- 二 構成員の氏名及び住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地及び代表者の氏名）を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他第18条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

2 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく代表機関にその旨を届け出なければならない。

（地位の譲渡の制限）

第7条 構成員は、全構成員の同意を得ないで、本研究事業に関して当該構成員の有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

（入会）

第8条 コンソーシアムの構成員となろうとする者は、全構成員の同意を得なければならない。

（脱退）

第9条 構成員は、本研究事業が終了するまでの間は脱退することができない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- 一 本研究事業のうち当該構成員自らが実施することとなっている部分の全部が中止又は終了となった場合
- 二 破産手続開始の決定があった場合
- 三 死亡
- 四 前各号に掲げる場合のほか、脱退を要するやむを得ない事由があると代表機関が認めた場合

（除名）

第10条 コンソーシアムは、構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、当該構成員を除名することができる。この場合において、代表機関は、その総会の開催の日の30日前までに、当該構成員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、代表機関に対して弁明する機会を与えるものとする。

- 一 コンソーシアムの事業を妨げ、又はコンソーシアムの名誉をき損する行為をしたとき。
 - 二 本規約又は総会の決議を無視する行為をしたとき。
- 2 代表機関は、除名の決議があったときは、その旨を当該構成員に通知するものとする。

第3章 総会

（総会の開催）

第11条 コンソーシアムの総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会の出席構成員が互選する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 構成員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 その他代表機関が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第12条 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

2 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、代表機関は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、全構成員の出席がなければ開くことができず、総会の議事は、全構成員の同意をもって決定する。

2 構成員(議長を含む。)は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第1項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

(総会の権能)

第14条 総会は、本規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業実施計画及び収支予算の設定又は変更
- 二 年度事業成果報告書及び年度事業実績報告書並びに収支決算
- 三 この規約の変更
- 四 諸規程の制定及び改廃
- 五 コンソーシアムの解散
- 六 構成員の除名
- 七 本研究事業の実施に関すること
- 八 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの運営に関する重要な事項

(書面又は代理人による議決権の行使)

第15条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに代表機関に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を代表機関に提出しなければならない。

4 第13条第1項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 開催日時及び開催場所
- 二 構成員の現在数、当該総会に出席した構成員数、前条第4項により当該総会に出席したとみなされた構成員数及び当該総会に出席した構成員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した構成員のうちから、その総会において選任された議事録署名人が署名捺印しなければならない。
- 4 議事録は、主たる事務所に備え付けておかなければならない。

第4章 代表機関

(代表機関)

第17条 コンソーシアムの業務を執行するため、第2条に定める主たる事務所が置かれる△△研究所をその代表機関とする。

- 2 代表機関は次条に掲げる業務を行うものとし、同条各号に掲げる業務の執行に当たっては、業務ごとに責任者を置くものとする。
- 3 代表機関は、本研究事業の実施に関し、コンソーシアムを代表して、生研支援センター所長と契約を締結し、自己の名義をもって委託費の請求、受領を行うとともに、他の構成員から実績報告書の提出を求めるなどの権限を有するものとする。

(業務の執行)

第18条 コンソーシアムの業務の執行の方法については、本規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 ○○コンソーシアム事務処理規程
- 二 ○○コンソーシアム会計処理規程
- 三 ○○コンソーシアム知的財産権取扱規程
- 四 その他総会において議決した規程

第5章 会計

(事業年度)

第19条 コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、コンソーシアムの設立初年度については、コンソーシアムが設立された日から始まり、その日以後の最初の3月31日に終わるものとする。

(資金の取扱い)

第20条 コンソーシアムの資金の取扱方法は、○○コンソーシアム会計処理規程で定めるものとする。

(事務経費支弁の方法等)

第21条 コンソーシアムの事務に要する経費は、本研究事業に係る委託費（構成員からの負担金）をもって充てるものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 22 条 構成員は、コンソーシアムの代表機関から、本研究事業のうち自らが実施することとなっている部分の実施に必要な経費の分配を受けるものとする。

(年度事業実施計画及び収支予算)

第 23 条 コンソーシアムの年度事業実施計画及び収支予算は、代表機関が作成し、総会の議決を得なければならない。

第 6 章 清算

(解散)

第 24 条 コンソーシアムは、次の各号に掲げる場合に解散するものとする。

- 一 本研究事業の全部が終了したとき。
- 二 総会において解散の議決がなされたとき。
- 三 構成員が一名となったとき。

(清算人)

第 25 条 前条の規定によりコンソーシアムが解散した場合、代表機関が指定する者（代表機関が自己を指定する場合には、代表機関）が清算人となる。

2 清算人は、コンソーシアムの解散後、速やかに清算手続を開始するものとする。

(清算人の権限)

第 26 条 清算人は、次の各号に掲げる事項に関して職務を行い、コンソーシアムを代表する裁判上及び裁判外の一切の権限を有する。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の処理
- 四 その他前各号の職務を行うに当たり必要な一切の行為

(清算手続)

第 27 条 清算人は、その着任後遅滞なくコンソーシアムの財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分を定め、これらに係る書類を各構成員に送付するものとする。

2 その他清算に関する事項は、すべて清算人が独自の判断により適切と考える方法により行うものとする。

(事業終了後の残余財産の取扱い)

第 28 条 本研究事業の全部が終了した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産

があるときは、当該残余財産の取扱いについては、清算人が生研支援センター所長と協議の上決定するものとする。

第7章 雑則

(委託契約の遵守)

第29条 構成員は、代表機関が生研支援センター所長との間で締結した委託契約において、コンソーシアムが課された義務を履行するため、所定の手続を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

2 構成員が、前項規定による措置を講じず、又は、本研究事業を遂行する場合において悪意又は重大な過失があったときは、当該構成員は、これによってコンソーシアム又は他の構成員に生じた損害を賠償する責任を負う。

(事故の報告)

第30条 構成員は、本研究事業において毒物等の滅失や飛散など、人体に影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合には、その内容を直ちに代表機関へ報告しなければならない。

(細則)

第31条 本研究事業に関する国の定め及びこの規約に定めるもののほか、コンソーシアムの事務の運営上必要な細則は、代表機関が別に定める。

2 本規約、各規程及び細則の内容等に関し疑義が生じたときは、その都度各構成員間で協議の上、決定するものとする。

附 則

1 本規約は、平成 年 月 日から施行する。

2 コンソーシアムの設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第14条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

〇〇コンソーシアム事務処理規程

平成〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 〇〇コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の事務処理業務に関しては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研支援センター所長」という。）との間で締結した革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）（以下「本研究事業」という。）に関する国の定め、本研究事業の委託契約書及び〇〇コンソーシアム規約（以下「コンソーシアム規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、コンソーシアムにおける事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第3条 コンソーシアムの事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理責任者)

第4条 コンソーシアムの事務処理は、コンソーシアム規約に規定する代表機関（以下「代表機関」という。）に事務処理責任者（以下「事務処理責任者」という。）を置き、これが行うものとする。

2 前項の事務処理責任者は、コンソーシアム会計処理規程に規定する経理責任者を兼務することができる。

(〇〇事業の実施)

第5条 構成員は、生研支援センター所長との間で締結した本研究事業のうち自らが実施することとなっている部分（以下「構成員実施部分」という。）をコンソーシアム規約に規定する年度事業実施計画（以下「年度事業実施計画」という。）に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

2 構成員は、構成員実施部分が終了したとき（事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、事業の成果を記載した実績報告書を代表機関に提出するものとする。

3 代表機関は、前項に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該事業の内容が、年度事業実施計画の内容と適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うものとする。

とする。

- 4 代表機関は、前項に規定する検査の結果、構成員が実施した事業の内容が年度事業実施計画の内容と適合すると認めるときは、構成員に配分される委託費の額を確定し、構成員に通知するものとする。
- 5 構成員は、天災地変その他やむを得ない事由により、構成員実施部分の遂行が困難となったときは、事業中止申請書を代表機関に提出し、代表機関は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターと協議の上、本研究事業に係る契約の変更を行うものとする。
- 6 構成員は、前項に規定する場合を除き、構成員実施部分の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業実施計画変更承認申請書を代表機関に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業実施計画書の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる費目間（直接経費から一般管理費への流用を除く。）における流用については、この限りではない。

第2章 文書の取扱い

（文書の処理及び取扱いの原則）

第6条 コンソーシアムにおける事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

- 2 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴ることとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第7条 文書の取扱いに当たっては、その迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

（文書の発行名義人）

第8条 文書の発行名義人は、代表機関の長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

（文書に関する帳簿）

第9条 事務処理責任者は、文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他の必要な事項を記載した文書整理簿を作成し、これを事務所に備え付けておかなければならない。

（保存期間）

第10条 文書は、これが完結した日から保存し、本研究事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間保存するものとする。

（文書の廃棄）

第 11 条 文書で保存期間を経過したものは、第 9 条の文書整理簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお保存の必要があるものについては、その旨を当該文書整理簿に記入し、事務処理責任者による管理の下、保存しておくことができる。

2 前項において個人情報記録されている文書を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

第 3 章 雑則

第 12 条 第 1 条に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表機関が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

〇〇コンソーシアム会計処理規程

平成〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 〇〇コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の会計業務に関しては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長との間で締結した革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）（以下「本研究事業」という。）に関する国の定め、本研究事業の委託契約書及び〇〇コンソーシアム規約（以下「コンソーシアム規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、コンソーシアムの会計の処理に関する基準を定め、コンソーシアムの業務の適正かつ能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(会計原則)

第3条 コンソーシアムの会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- 一 コンソーシアムの会計処理に関し、真実な内容を明瞭にすること。
- 二 すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- 三 会計の処理方法及び手続について、みだりにこれを変更しないこと。

(口座の開設)

第4条 コンソーシアムは、これを名義とする銀行の管理口座を開設するものとする。
（※代表機関名義で既に保有している管理口座でも可能。その場合は、「コンソーシアムの口座は、〇〇の管理口座とする。」などと規定する。）

(会計年度)

第5条 コンソーシアムの会計年度は、コンソーシアム規約に定める事業年度に従うものとする。

2 コンソーシアムの出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

(出納責任者)

第6条 出納責任者は、コンソーシアム規約に規定する代表機関（以下「代表機関」という。）の長とする。

(経理責任者)

第7条 コンソーシアムの経理処理は、代表機関に経理責任者（以下「経理責任者」という。）を置き、これが行うものとする。

- 2 前項の経理責任者は、〇〇コンソーシアム事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）に規定する事務処理責任者を兼務することができる。

第2章 帳簿類

（帳簿）

第8条 経理責任者は、品名、規格、金額、契約相手方、契約年月日、納品年月日、支払年月日を記載した帳簿を作成し、これをコンソーシアム規約に定める主たる事務所に備え付けておかなければならない。

（会計伝票）

第9条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

- 2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、代表機関が別に定める。
- 一 入金伝票
 - 二 出金伝票
 - 三 振替伝票
- 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は、作成者が押印した上で、経理責任者の承認印を受けるものとする。

（帳簿書類の保存及び処分）

第10条 会計帳簿、会計伝票その他の会計関係書類の保存期間は、事務処理規程の規定による。

- 2 前項の会計関係書類を廃棄する場合には、あらかじめ、経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。
- 3 前項において個人情報記録されている会計関係書類を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

（帳簿の更新）

第11条 帳簿は、原則として事業年度ごとに更新する。

第3章 予算

（予算の目的）

第12条 予算は、事業年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

（予算の目的外使用）

第13条 予算は、定められた目的以外に使用してはならない。

(予算の執行)

第 14 条 コンソーシアムの運営に係る事務に要する予算の執行については、経理責任者の決裁を受けなければならない。

- 2 本研究事業に係る構成員自らが実施することとなっている部分に要する予算の執行については、当該構成員の内部規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

第 4 章 出納

(金銭出納の明確化)

第 15 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、その事務を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

- 2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(支払方法)

第 16 条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、出納責任者の承認を得て行うものとする。

- 2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これにより難しい場合として出納責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(領収証の徴収)

第 17 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(金銭の過不足)

第 18 条 出納の事務を行う者は、原則として毎月 1 回以上、預貯金の残高を証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第 7 条第 1 項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 物品

(財産管理台帳)

第 19 条 コンソーシアムは、本研究事業により取得した 10 万円以上の機械及び備品の管理に当たり、別紙の財産管理台帳(機械及び備品)を備え、機械及び備品の取得、使用、移動、処分等異動増減の都度それぞれの内容等を記録し、現状を明確に把握しておくものとする。

(物品の善管注意義務)

第20条 本研究事業のために購入した機械及び備品の管理については、コンソーシアムはその責任において善良な管理を行い、保全に万全を期するものとする。

2 本研究事業終了後、同種の事業を実施するため引き続き前項の物品を使用する場合は、本研究事業の委託契約書の定めに従うとともに、引き続き前項の注意義務を果たすものとする。

(物品の表示)

第21条 機械及び備品の表示は次の管理用銘版による。

物 品 標 示 票	
事 業 名	革新的技術開発・緊急展開事業(うち経営体強化プロジェクト)
コンソーシアム名	
品 名	
物品番号	
取得年月日	年 月 日
備考	△△機構 ××研究所

第6章 決算

(決算の目的)

第22条 決算は、事業年度ごとに会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算書の作成)

第23条 経理責任者は、事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、代表機関に報告しなければならない。

- 一 収支計算書
- 二 財産目録

(年度決算の確定)

第24条 代表機関は前条の計算書類を総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

第7章 雑則

第25条 第1条に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表機関が定

めるものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

財 産 管 理 台 帳 (機 械 及 び 備 品)

品目 (単位) _____

年 月 日	整理区分	摘 要	異 動 高				現 在 高		処 分 制 限 期 間		備 考
			増		減		数 量	価 格	耐 用 年 数	処 分 制 限 期 限 年 月 日	
			数 量	価 格	数 量	価 格					
				円		円		円			

- (注) (1) 品目ごとに別葉とする。
 (2) 整理区分欄には購入等を記入する。
 (3) 処分制限期間欄には、耐用年数4年を記入し、処分制限期限(取得年月日の4年後の前日(対応日))を記入する。
 (4) 備考欄には設置場所を記入する。

〇〇コンソーシアム知的財産権取扱規程

平成〇年〇月〇日制定

(目的)

第1条 この規程は、〇〇コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）所長との間で締結した革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）（以下「本研究事業」という。）の実施を通じて発生する知的財産権の取扱い等に関して必要な事項を定めることにより、活発な研究開発の促進を図るとともに、知的財産権の帰属及び出願手続等について明確にすることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「知的財産権」とは、次の各号に掲げる権利をいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
- 二 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条及び第28条に規定するすべての権利を含む。）及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- 三 事業活動に有用な技術上及び営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、不正競争防止法（平成5年法律第47号）上保護される権利に係るもの

(帰属)

第3条 本研究事業の実施により発生した知的財産権のうち、委託契約書の規定により生研支援センター所長が承継しないこととなったものは、当該知的財産権の発生に寄与した構成員に帰属するものとする。なお、構成員相互の共同研究により発生した知的財産権については、これに参加した構成員の共有とし、その持分は、これらの者の間で協議し、決定※するものとする。

※ 知的財産権の発生に係る貢献割合に応じて持分を決定する旨を明示することも可。なお、知的財産権につながる研究成果が現れた後に改めて権利の帰属を決することも可能ではあるが、成果の内容によっては関係者の間で意見が対立する可能性があるため、あらかじめ決めておくことが望ましい。

(出願等)

- 第4条 本研究事業の実施により発生する知的財産権の出願又は申請（以下「出願等」という。）は、その発生に寄与した構成員が行うものとし、当該出願等に要する費用についても、当該構成員が負担するものとする。
- 2 前項の知的財産権のうち、構成員相互の共同研究により発生するものの出願等に当たっては、これを共有する構成員（以下「知財共有構成員」という。）の間で協議、決定^{*1}の上、当該出願等を行うものとし、当該出願等に要する費用については、知財共有構成員の間で協議し、その負担割合を^{*2}決定するものとする。
- 3 第1項及び第2項により知的財産権の出願等が行われた場合には、遅滞なくコンソーシアム規約に規定する代表機関（以下「代表機関」という。）に報告するものとする。

※1 協議、決定する対象は、出願の是非、権利者、手続を行う者（特定の者が一括して行うか否か）等を想定。

※2 「持分比率」や「折半」等により決定する旨をあらかじめ本規程において明示することも可。

(維持管理)

- 第5条 知的財産権の維持管理に係る手続及び当該維持管理に要する費用については、前条の規定を準用する。

(持分譲渡)

- 第6条 知財共有構成員が自己の有する持分を他の知財共有構成員以外の第三者へ譲渡しようとするときは、あらかじめ、他の知財共有構成員の同意を書面により得なければならない。
- 2 譲渡人である知財共有構成員は、前項による他の知財共有構成員の同意が得られたときは、当該持分に係る権利及び義務を譲受人に承継するものとし、これを書面により他の知財共有構成員及び代表機関に通知するものとする。譲受人がこの権利及び義務を履行しないときは、譲渡人が譲受人と連帯してその責任を負うものとする。

(第三者への実施許諾)

- 第7条 本研究事業により発生する知的財産権について、その権利を有する構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該構成員が許諾の申込みを受け付けるものとする。
- 2 前項の知的財産権のうち構成員相互の共同研究により発生するものについて、知財共有構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該知財共有構成員が許諾の申込みを受け付けるものとする。この場合において、当該申込みを受けた知財共有構成員は他の知財共有構成員にその旨を報告し、許諾の可否及び条件につき知財共有構成員全員による協議の上、決定するものとする。
- 3 第1項の許諾に際し徴収する実施料は、その権利を有する構成員に帰属するものとする。また、第2項の許諾に際し徴収する実施料は、知財共有構成員に帰属するものとし、

その配分については知財共有構成員の間で協議し、決定*するものとする。

(※「持分比率」等により決定する旨明示することも可。)

(自己実施)

第8条 構成員相互の共同研究により発生する知的財産権について、知財共有構成員が自ら実施しようとするときは、当該知財共有構成員以外の者と実施の支払等について定めた実施契約を連名により締結する。

(持分放棄)

第9条 知財共有構成員が自己の有する持分を放棄しようとするときは、あらかじめ、他の知財共有構成員に書面により通知するものとする。

2 前項により知財共有構成員がその持分を放棄した場合、当該持分は、他の知財共有構成員がその寄与度に応じて無償で承継するものとする。

(共同研究に係る発明補償)

第10条 知財共有構成員は、知的財産権の発生に寄与した従業者に対する補償をそれぞれ自己の属する従業者に対してのみ、自己の規程等に基づき補償する。

(共同出願契約の締結)

第11条 第4条第2項の出願等を知財共有構成員が共同で行うときは、あらかじめ、第3条から前条までの内容を含む共同出願契約を知財共有構成員間で締結するものとする。

(秘密の保持)

第12条 構成員は、本研究事業に関して知り得た業務上の秘密を当該事業の契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- 一 知得した際、既に構成員が保有していたことを証明できる情報
 - 二 知得した後、構成員の責めによらず公知となった情報
 - 三 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 四 構成員が独自に開発して得たことを証明できる情報
 - 五 委託契約書の規定に基づく事前協議により生研支援センター所長の同意を得た著作物及びその二次的著作物その他事前に生研支援センター所長の同意を得た情報
- 2 構成員は、本研究事業における自己の従業者に対しても前項の秘密保持に関する義務を遵守させなければならない。

(成果の公表)

第13条 構成員が、自己の研究成果を外部に公表しようとするときは、当該公表の〇〇日前までにその内容を他の構成員及び代表機関に書面により送付するものとする。

2 前項の内容を含む研究成果が公表されることにより利益を損なう又はそのおそれがあると考えられる構成員は、当該書面を受領後〇〇日以内に、利益を損なう又はそのおそれがある内容及びその理由を明らかにした上で、当該研究成果の公表を希望する構成員及び

代表機関に書面により送付するものとする。

- 3 代表機関は、これら構成員とともに成果の公表に係る合理的な措置を検討するものとする。

(生研支援センターとの関係等)

第 14 条 本研究事業における構成員と生研支援センター所長との間の権利保有関係については、本規程に定めるもののほか、委託契約書に定められている知的財産権の取扱いに係る契約事項を遵守しなければならない。

第 15 条 本研究事業に関する国及び農研機構の定め、コンソーシアム規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表機関が定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

「〇〇コンソーシアム」参加契約書

「××××の開発」委託事業（以下「本委託研究事業」という。）を実施するために、本委託研究事業に参加する法人等（以下「構成員」という。）は、「〇〇コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）の成立にあたり、次の通り契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約に用いられる用語で、別紙のコンソーシアム規約（以下「規約」という。）に定義されているものは、その定義どおりとする。

（総則）

第2条 構成員は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研支援センター所長」という。）とコンソーシアムとの委託契約書の規定及び規約に従うことを同意することをここに確認し、コンソーシアムに構成員として参加することに合意する。

（構成員による事業の実施）

第3条 構成員は、生研支援センター所長とコンソーシアムとの委託契約に基づく委託契約書に明記された委託試験研究実施計画を善良なる管理者の注意により実施する。

（有効期間）

第4条 本契約の有効期間は、本契約締結の日より規約に定めるコンソーシアムの解散の日までとする。ただし、規約に定める義務がコンソーシアムの解散後も存続する場合は、その存続期間中、第2条に定める構成員としての規約遵守義務は存続するものとする。

（協議）

第5条 本契約に記載のない事項または解釈上の疑義については、信義誠実の原則に従い、構成員間の協議により決定するものとする。

本契約の成立を証して全ての構成員の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

構成員 住 所

名 称
代表者氏名 印

住 所
名 称
代表者氏名 印

住 所
名 称
代表者氏名 印

住 所
名 称
代表者氏名 印

住 所
名 称
代表者氏名 印

(代表機関) ○○大学法人 ○○大学 御中
○○コンソーシアム構成員 御中

「○○コンソーシアム規約」同意書

当法人、○○○○は、頭書各位に対して、別紙「○○コンソーシアム規約」に同意する契約（以下「本契約」という。）に申し込みます。

当法人は、頭書各位全員が当法人同様本契約の締結を申し込んだ場合、本契約が、当法人及び頭書各位全員との間で締結されたものとみなされることにあらかじめ同意します。

平成 年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

印

〇〇共同研究機関協定書ひな形

(名称)

第1条 この機関は、〇〇共同研究機関（以下「機関」という。）と称する。

※ ここでいう「機関」は、新しい契約方式におけるコンソーシアムのことであるが、協定書等において必ず「コンソーシアム」を用いなければならない、ということはない。本条はコンソーシアムという名称を用いない例を示すもの。

(目的)

第2条 機関は、〇〇（以下「委託研究」という。）を共同連帯して実施することを目的とする。

(構成員の住所及び名称)

第3条 機関の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇〇
- 〇〇〇研究所
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 国立大学法人〇〇大学
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇県〇〇研究所
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 株式会社〇〇

(代表者の名称)

第4条 機関は、〇〇〇法人〇〇〇研究所を代表者とする。

※ ここでいう「代表者」は、新しい契約方式におけるコンソーシアムの代表機関のことであるが、協定書等において必ず「代表機関」を用いなければならない、ということはない。本条は代表機関という名称を用いない例を示すもの。

(事務所)

第5条 機関は、主たる事務所を代表者である〇〇県〇〇市〇〇〇法人〇〇〇研究所内に置く。

(代表者の権限)

第6条 代表者は、委託研究の実施に関し、機関を代表して、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研支援センター所長」という。）と契約を締結し、自己の名義をもって委託費の請求、受領を行うとともに、本協定に基づき他の構成員から実績報告書の提出を求めるなどの権限を有するものとする。

(研究の分担)

第7条 各構成員の研究の分担は、別添委託研究実施計画書のとおりとする。

(運営委員会)

第8条 機関は、構成員全員をもって運営委員会を設け、毎年度、委託研究に関する契約に基づいて年度実施計画を定め、収支決算を審議するなど委託研究の円滑な実施に当たるものとする。

(構成員による研究の実施)

第9条 構成員は、年度実施計画に従って、当該構成員の分担する研究を実施するものとする。

(委託費の配分)

第10条 構成員は、その分担する研究のために委託費の配分を受けるものとする。

2 前項に規定する構成員毎の委託費の配分額の限度額及びその内訳は、年度実施計画に定めるところによる。

(実績報告)

第11条 構成員は、毎年度、担当する研究が終了したときは、その成果を記載した実績報告書を作成し、代表者に提出するものとする。

(検査)

第12条 代表者は、前項に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の内容が年度実施計画の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類の提出を求め、又は実地に検査を行うものとする。

(委託費の配分額の確定)

第13条 代表者は、前条に規定する検査の結果、構成員が実施した研究の内容が年度実施計画の内容に適合すると認めるときは、構成員に配分される委託費の額を確定し、構成員に通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、各構成員が分担する委託研究に要した経費の実支出額と第10条第2項に規定する配分額の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第14条 代表者は、前条の規定により委託費の配分額が確定した後、構成員からの適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、構成員がその分担する委託研究の完了前に必要な経費を受けようとするときには、概算払を請求することができ、代表者は、これを適当と認めるときはこれを支払うことができる。

- 3 構成員は前二項の規定による委託費の請求をするときは、請求書を代表者に提出するものとする。

(過払金の返還)

第 15 条 構成員は、既に支払を受けた委託費が、第 13 条第 1 項の委託費の配分の確定額を超えるときは、その超える金額について、代表者の指示に従って返還するものとする。

(委託研究の中止等)

第 16 条 構成員は、天災地変その他やむを得ない事由により、その分担する委託研究の遂行が困難となったときは、委託研究中止（廃止）申請書を代表者に提出し、代表者は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターと協議の上、委託研究に係る契約の変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約を変更するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第 17 条 構成員は、前条に規定する場合を除き、委託研究実施計画書に記載された当該構成員の分担する委託研究の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託研究実施計画変更承認申請書を代表者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託研究実施計画書の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる費目間（直接経費から一般管理費への流用を除く。）における流用については、この限りではない。

(物品管理)

第 18 条 構成員は、委託研究のために購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 委託研究終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を代表者が指定したときは、構成員は、代表者の指示により当該物品を返還するものとする。

(帳簿等)

第 19 条 構成員は、分担する研究に要した経費について、帳簿を作成・整備した上で、他の事業等の経費とは別に、明確に区分して経理しなければならない。

- 2 構成員は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。
- 3 構成員は、前項の帳簿及び実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、委託研究終了の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間、整備、保管しなければならない。
- 4 構成員は、実績報告書の作成、提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託費の支払実績額を記載しなければならない。
- 5 構成員は、前各項の規定のいずれかに違反し、又はその他不適切な委託費の経理を行ったと代表者が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の配分を受けることができず、又は既にその配分を受けている場合には、代表者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費並びに人件費及び賃金)

第 20 条 構成員は、委託費からの旅費並びに人件費及び賃金の支払いについては、いずれも委託研究と直接関係のある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

2 構成員は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の配分を受けることができず、又は既にその配分を受けている場合には、代表者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(知的財産権の帰属)

第 21 条 この委託研究に関する研究の成果に係る次に掲げる権利等（以下「知的財産権」という。）のうち委託研究に係る契約書に基づき生研支援センター所長が承継しないこととなったものは、当該知的財産権の発生に寄与した構成員に帰属するものとする。なお、構成員相互の共同研究により発生した当該知的財産権については、これに参加した構成員の共有とし、その持分は、当該知的財産権の発生に係る寄与度等に応じ、これらの構成員の間で協議し、決定（※）するものとする。

一 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許権を受ける権利、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、品種登録を受ける地位又は外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）

二 著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条及び第 28 条までに規定するすべての権利を含む。）及び外国におけるこれらの権利に相当する権利

三 事業活動に有用な技術上及び営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）上保護される権利に係るもの

2 この委託事業に係る知的財産権を伴う成果が得られた場合には、知的財産権の出願又は申請（以下「出願等」という。）を行う前に、遅滞なく代表者にその旨を報告するものとする。

〔※ 知的財産権の発生に係る貢献割合に応じて持ち分を決定する旨を明示することも可。〕

(出願等)

第 22 条 前条により発生する知的財産権の出願等は、その発生に寄与した構成員が行うものとし、当該出願等に要する費用についても、当該構成員が負担するものとする。

2 前項の知的財産権のうち、構成員相互の共同研究により発生するものの出願等に当たっては、これを共有する構成員（以下「知財共有構成員」という。）の間で協議、決定

(※1)の上、当該出願等を行うものとし、当該出願等に要する費用については、知財共有構成員の間で協議し、その負担割合を決定(※2)するものとする。

3 第1項及び第2項により知的財産権の出願等が行われた場合には、遅滞なく代表者に報告するものとする。

- | |
|---|
| <p>※1 協議、決定する対象は、出願の是非、権利者、手続を行う者(特定の者が一括して行うか否か)等を想定。</p> <p>※2 「持分比率」や「折半」等により決定する旨をあらかじめ本規定において明示することも可。</p> |
|---|

(維持管理)

第23条 知的財産権の維持管理に係る手続き及び当該維持管理に要する費用については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(持分譲渡)

第24条 知財共有構成員が自己の持分を他の知財共有構成員以外の第三者へ譲渡しようとするときは、他の知財共有構成員及び代表者の同意を書面により得なければならない。

2 譲渡人である知財共有構成員は、前項による他の知財共有構成員の同意が得られたときは、当該持分に係る権利及び義務を譲受人に承継するものとし、これを書面により他の知財共有構成員及び代表者に通知するものとする。譲受人がこの権利及び義務を履行しない場合は、譲渡人が譲受人と連帯してその責任を負うものとする。

(第三者への実施許諾)

第25条 委託研究により発生する知的財産権について、その権利を有する構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該構成員が許諾申し込みを受け付けるものとする。

2 前項の知的財産権のうち構成員相互の共同研究により発生するものについて、知財共有構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該知財共有構成員が許諾の申し込みを受け付けるものとする。この場合において、当該申し込みを受けた知財共有構成員はその他の知財共有構成員にその旨を報告し、許諾の可否及び条件につき知財共有構成員全員による協議の上、決定するものとする。

3 第1項の許諾に際し徴収する実施料は、その権利を有する構成員に帰属するものとする。また、第2項の許諾に際し徴収する実施料は、知財共有構成員に帰属するものとし、その配分については知財共有構成員の間で協議し、決定(※)するものとする。

(※「持分比率」等により決定する旨明示することも可。)

(自己実施)

第26条 構成員相互の共同研究により発生する知的財産権について、いずれかの知財共有構成員が自ら実施しようとするときは、他の知財共有構成員と実施料の支払い等について定めた実施契約を連名により締結する。

(持分放棄)

第 27 条 知財共有構成員が自己の保有する持分を放棄しようとするときは、あらかじめ、他の知財共有構成員に書面により通知するものとする。

2 前項により知財共有構成員がその持分を放棄した場合、当該持分は、他の知財共有構成員がその寄与度に応じて無償で承継するものとする。

(共同研究に係る発明補償)

第 28 条 知財共有構成員は、知的財産権の発生に寄与した者に対する補償をそれぞれ自己の属する従事者に対してのみ、自己の規定に基づき補償する。

(共同出願契約の締結)

第 29 条 第 22 条第 2 項の出願等を知財共有構成員が共同で行うときは、あらかじめ、第 21 条から前条までの内容を含む共同出願契約を知財共有構成員間で締結するものとする。

(秘密の保持)

第 30 条 構成員は、本研究事業に関して知り得た業務上の秘密を当該事業の契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

一 知得した際、既に構成員が保有していたことを証明できる情報

二 知得した後、構成員の責めによらず公知となった情報

三 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

四 構成員が独自に開発して得たことを証明できる情報

五 委託契約書の規定に基づく事前協議により生研支援センター所長の同意を得た著作物及びその二次的著作物その他事前に生研支援センター所長の同意を得た情報

2 構成員は、本研究事業における自己の従業員に対しても前項の秘密保持に関する義務を遵守させなければならない。

(成果の公表)

第 31 条 構成員が、自己の研究成果を外部に公表しようとするときは、当該公表の〇〇日前までにその内容を他の構成員及び代表者に書面により送付するものとする。

2 前項の内容を含む研究成果が公表されることにより利益を損なう又はそのおそれがあると考え、当該書面の受領後〇〇日以内に、利益を損なう又はそのおそれがある内容及びその理由を明らかにした上で、当該研究成果の公表を希望する構成員及び代表者に書面により送付するものとする。

3 代表者は、これらの構成員とともに成果の公表に係る合理的な措置を検討するものとする。

(取引金融機関)

第 32 条 機関の取引金融機関は〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

(委託契約の遵守)

第 33 条 構成員は、代表者が生研支援センター所長との間で締結した委託契約において、機関に課せられた義務を履行するため、所定の手続きを実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

2 構成員が、前項に規定する措置を講じず、又は、委託研究を遂行する場合において悪意又は重大な過失があったときは、当該構成員は、これによって機関又は他の構成員に生じた損害を賠償する責任を負う。

(事故の報告)

第 34 条 構成員は、委託研究において毒物等の滅失や飛散など、人体に影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合は、その内容を直ちに代表者へ報告しなければならない。

(協定書に定めのない事項)

第 35 条 本協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書〇通を作成し、代表者はその全てに、代表者以外の構成員は各 2 通に、それぞれ記名押印の上、各自押印のもの 1 通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

国立研究開発法人〇〇〇研究所 理事長 印

国立大学法人〇〇大学 学長 印

〇〇県〇〇研究所 所長 印

株式会社〇〇 社長 印

(別添) 委託研究実施計画書

1 全体計画

研究項目	平成26年度	平成27年度
1. ○○技術の開発	(○○○研、	○○大学)
(1) ○○の解明	(○○研究所、	○○○研)
(2) ○○技術の体系化		
2. ○○の開発	(○○大学)	
(1) ○○の解明	(○○研究所、	(株)○○)
(2) ○○の開発	(○○○研)	
(3) ○○マニュアル作成		(○○○研)

2 分担計画

構成員名	分担内容	研究担当者
○○○研究所	○○のうち○○、○○	○○
○○大学	○○のうち○○、○○	○○
○○研究所	○○のうち○○、○○	○○
(株)○○	○○のうち○○	○○

革新的技術開発・緊急展開事業 公募説明会 参加申込書

(別紙8)

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
 生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)
 新技術開発部 宛て
 (メール:kakushin-web@ml.affrc.go.jp)
 (fax:048-654-7129)

参加希望 会場 (東京、札幌、 大阪、福岡の いずれかを記 載願います。)	所属・役職※	氏名※	参加希望人数 (連絡窓口の者を 含む)	所属機関所在地※	電話番号※	FAX番号※	e-mailアドレス※

※記載に当たっては、当該説明会参加を希望する者のうち、連絡窓口となる1名について記載して下さい。

登録にあたり提出いただいた情報は、「革新的技術開発・緊急展開事業」公募説明会に係る連絡以外の目的では使用いたしません。

複数会場のお申込みをご希望の場合は、参加希望会場別に記入してお申込みいただくようお願いします。